

子供に対するライターの 安 全 対 策

報 告 書

平成 2 1 年 1 1 月

東京都商品等安全対策協議会

はじめに

東京都商品等安全対策協議会（以下「協議会」という。）は、東京都の委嘱を受けた消費者、事業者、学識経験者等により構成され、商品等による危害や危険から都民を守るため、東京都が選定したテーマについて検討・協議を行い、安全対策について提言している。

東京都は、東京消防庁管内の火災の実態から、ライターを使った子供の火遊びによる火災が一向に減少していないことや、このような火災により建物が延焼する、負傷者が出るなど重大な事故が発生していることなどを把握した。欧米を中心とした海外では、子供が簡単に操作できないようにする、いわゆるチャイルドレジスタンス機能を付けたライターのみ販売できるような規制を行っているところがあるが、日本国内では、そのような規制は行われていない。そのため、子供がライターを使って発生する事故を防止するため、実効性のある対策が、国内においても必要であると判断した。

そこで、東京都は、テーマとして「子供に対するライターの安全対策」を選定し、協議会に対し検討・協議するよう依頼したものである。

協議会は、平成 21 年 7 月に東京都から依頼を受けた後、4 回にわたる各委員の精力的な議論を行った。

協議会では、火災の実態や海外の規制状況などをもとに、子供に対するライターの安全対策の必要性について議論し、さらに、子供が関係した火災やライターを取り巻く現状を分析し、安全対策を実施するための課題について整理した。こうした議論を経て、協議会は、国、製造・販売事業者、東京都が取り組むべき具体的事項を提言として取りまとめた。

協議会は、この報告に基づいて、子供に対するライターの安全対策に取り組むよう、東京都から、国や関係する団体等に対し提案・要望を行うこと、また、消費者に対し、積極的に注意喚起・情報提供を行うことを求めるものである。

平成 21 年 11 月

東京都商品等安全対策協議会

会 長 詫 間 晋 平

目 次

1 子供に対するライターの安全対策の必要性..... 1

- (1) 本協議における「ライター」とは
- (2) 子供が関係したライターの使用により発生する事故の状況
 - ア 火遊びによる火災の実態（東京消防庁「火災の実態」）
 - イ 各消費生活センターへの相談状況（独立行政法人国民生活センター）
 - ウ インターネット消費者アンケート調査結果（東京都生活文化スポーツ局）
- (3) 海外の状況
 - ア アメリカ（C P S C：消費者製品安全委員会）
 - イ E U（欧州委員会）
 - ウ その他の国

2 子供に対するライターの安全対策における現状と課題.....14

- (1) 行為者年齢別にみた火遊びによる火災の実態
 - ア 火遊びによる火災の行為者年齢別発生状況
 - イ 人的被害の生じた火遊びによる火災の発生状況
 - ウ 火災規模別の発生状況
 - エ ライターを使用した火遊びによる火災の行為者年齢別発生状況
 - オ 火遊びによる火災の発生状況からみた安全対策における課題
- (2) 国内に流通するライターの状況
 - ア ライターの分類
 - イ ライターの流通量
 - ウ ライターの流通状況からみた安全対策における課題
- (3) 国内に流通するライターに関する規制の状況
 - ア 業界団体による自主規制及び任意の規格
 - イ 法律による規制
 - ウ 国内の規制の状況からみた安全対策における課題
- (4) その他の課題
 - ア 試験の実施
 - イ 輸入品への対策
 - ウ 販売方法の検討

エ 保護者への普及啓発

オ ライターのチャイルドレジスタンスに関する特許の取得状況

3 子供に対するライターの安全対策に係る 今後の取組についての提言.....34

(1) 子供に対するライターの安全対策の実施

ア ライターへのチャイルドレジスタンス対策の実施

イ 試験に係る取組の実施

ウ 事業者などによる自主的な取組の実施

(2) 子供のライターの誤使用防止のための消費者への普及啓発

ア 消費者への積極的な情報提供・注意喚起

イ 教育機関等への働きかけ

資料

資料1 アメリカ及びEUの基準について

資料2 ノベルティライターの一例

資料3 ライターマニュアル（社団法人日本喫煙具協会）

資料4 「置き忘れ、しまい忘れた電子ライターにご注意を！」（東京消防庁）

資料5 商品・サービスに関する危害・危険情報提供サイト一覧

資料6 消費生活相談窓口一覧

引用・参考文献

東京都商品等安全対策協議会の概要

1 子供に対するライターの安全対策の必要性

東京消防庁管内において、平成 11 年から平成 20 年までの過去 10 年間に、火遊びでの火災のうち、12 歳以下の子供によるもの（行為者年齢が明らかなもののみ）が 711 件発生している。そのうちライターを使用したものが最も多く 511 件で 72% を占めている。

経年変化を見ると、ここ数年の東京消防庁管内の火災件数は減少傾向にある中、火遊びによる火災件数は横ばいの状態となっている。また、その中でライターを使った火遊びによる火災件数は常にワースト 1 となっている。

しかも、このような火災は、幼い命や周辺の人に死者・負傷者が出たり、建物が延焼するなど重大事故につながるケースが多い。

一方、海外では、子供のライター使用による事故を防止するために、子供が簡単に操作できないようにする（チャイルドレジスタンス）機能を付けたライターのみ、販売できるような規制を行っているところがある。

例えば、アメリカでは、平成 6 年に C P S C（消費者製品安全委員会）がチャイルドレジスタンス機能に関する安全基準を策定し、平成 10 年には 1 年間に火災 4,800 件、死亡者 130 人、負傷者 950 人の事故を防ぐことができたと評価している。

また、E U では、平成 14 年にアメリカと同様の基準を欧州規格として策定し、平成 18 年からは加盟国では基準を満たさないライターの販売を禁止している。

日本においてもアメリカや E U などと同様な規制が行われれば、不幸な事故は相当数防げたと推測され、事故を防止するための対策を図ることは急務の課題である。

そこで、東京都商品等安全対策協議会（以下「協議会」という。）では、これまでも私たちの身の回りにある身近な商品を取り上げ、その安全対策について検討を行ってきたが、今回は、次の理由から、「ライター」（2 ページ「(1) 本協議におけるライターとは」参照）を取り上げ、子供に対する安全対策を検討することとした。

第一に、子供のライター使用による火災の件数は一向に減少していない。

第二に、このような火災は死者・負傷者を招き、建物が延焼するような重大な事故につながるケースが多い。

第三に、日本には、欧米などのようなチャイルドレジスタンス機能に関する規制がないため、子供でも簡単に操作できるライターが流通している。

(1) 本協議における「ライター」とは

協議会における「ライター」とは、タバコなどに点火する目的で使用されるもので、数百円程度までの比較的安価なライター及び子供が興味を持つような形状などをしたライターのことである。



ライターの一例

(2) 子供が関係したライター使用により発生する事故の状況

子供が関係した火災事故として、最も多いと考えられるのは火遊びである。そこで、火遊びによる火災事故の状況を中心に、子供が関係したライター使用により発生する事故の状況についてみる。

なお、「火遊び」とは、14歳未満の者が遊びを目的として出火させた火災をいう。また、玩具用花火で、遊戯中に出火したものは含んでいない。

ア 火遊びによる火災の実態（東京消防庁「火災の実態」）

(ア) 平成16年から平成20年までの発生状況

東京消防庁管内（都内のうち東久留米市、稲城市及び島しょ地区を除く。）において平成11年から平成20年までの過去10年間に、火遊びでの火災のうち、12歳以下の子供によるもの（行為者年齢が明らかなもののみ）が711件発生している。火遊びに使用したものはライターが最も多く511件であり、72%を占める（図1参照）。

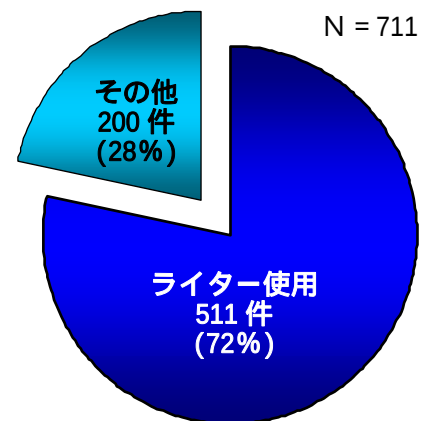


図1 火遊びによる火災件数

一方、東京消防庁管内における過去5年間の火遊びによる火災の発生状況をみたものが表1である。

表1 年別火遊びによる火災状況

年別	火災件数								死者	負傷者
	合計	合計	全焼	建物 半焼	建物 部分焼	ぼや	車両	その他		
16	220	71	1	6	10	54	-	149	-	43
17	163	57	2	3	15	37	-	106	1	28
18	152	68	3	-	20	45	3	81	-	34
19	130	48	1	4	17	26	-	82	3	42
20	168	62	-	2	15	45	3	103	2	30

平成20年中に火遊びによる火災は168件発生しており、前年と比較すると

38 件の増加となっている。

また、死者は 2 人発生しており、過去 5 年間では、前年に次いで多い。

(イ) 平成 20 年中の発生状況

発火源別に出火箇所をみたものが表 2 である。

発火源では、「ライター」が 73 件（43.5%）と最も多く、次いで「マッチ」が 15 件（8.9%）などとなっている。

出火箇所をみると、建物から出火した火災 61 件のうち、居室から出火しているものが 21 件（34.4%）と最も多く、居室に置かれているライターを使用して、紙くずや衣類等に火遊びをしているようである。

建物以外の火災 107 件では、「敷地内」が 38 件（35.5%）、「公園」が 29 件（27.1%）などとなっており、紙くずや立木が着火物となっている。

表 2 火遊びによる発火源別出火箇所

発火源	合 計	出 火 箇 所									
		建 物					建 物 以 外				
		居 室	廊 下・ 階段 等	台 所 等	ト イ レ	そ の 他	敷 地 内	公 園	河 川 敷	屋 外 駐 車 場	そ の 他
ライター	73	17	2	4	2	9	15	9	8	1	6
マッチ	15	-	-	-	1	3	6	1	1	3	-
その他	8	2	-	1	-	1	1	1	-	-	2
不 明	72	2	8	1	2	6	16	18	7	7	5
合 計	168	21	10	6	5	19	38	29	16	11	13

平成 16 年から平成 20 年までの火遊びによる火災の発生件数及びそのうちライターが発火源であったことが確認できた件数を図 2 に示す。ライターが発火源の火遊びによる火災件数は火遊びによる火災の 3 割から 5 割近くを占めている。

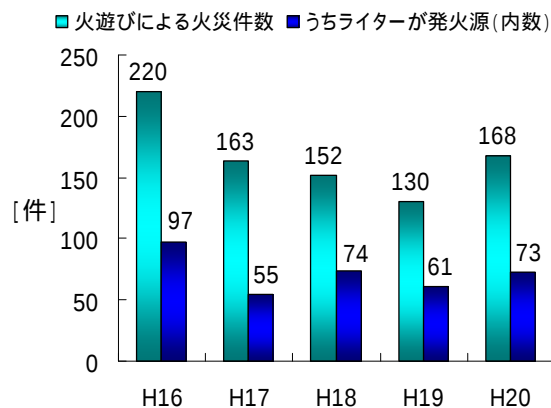


図 2 火遊びによる火災件数

(ウ) 火災事例（平成 16 から平成 20 年）

重大事故につながってしまったケースとして、平成 20 年に東京消防庁管内において火遊びにより死者 2 人が発生した火災事故の概要について表 3 に示す。

表 3 死者 2 人が発生した火災の概要

出火時分	平成 20 年 1 月 12 時ごろ
用 途 等	住宅 防火造 2 階建て 延べ面積 72 m ²
被害状況	建物半焼 1 棟 14 m ² 、天井 10 m ² 焼損 死者 2 人（2 歳男児、1 歳男児）
概 要	この火災は、住宅の 2 階居室内から出火したもの。なお、この火災で男児 2 人が亡くなっている。 両親が外出中に、2 歳の男児が母親のライターを用いて、居室内に干されている洗濯物に火をつけたため、出火したことが原因。 出火建物近隣で工事作業中の男性が付近に漂う煙に気づき、出火建物からの炎と黒煙を発見し、すぐに自分の携帯電話で 119 番通報した。 火災を発見した男性は、近隣建物に設置してある消火器を使用し、また、近くに居住する男性も火災に気づき、消火器を使用して消火したが、効果はなかった。
写真 1 洗濯物を白紐で再現した状況	
	
写真 2 室内で発見されたライターの状況	
	

また、平成 16 年から平成 19 年にライターが発生源となった火遊びによる火災の主な事例を表 4 に示す。

表 4 ライターが発火源の火遊びによる火災の主な事例

出火年月	被害状況	概要
平成 16 年 4 月	建物全焼 1 棟 簡易トイレ等 計 152 m ² 焼損	近隣の子供（6 歳以上 12 歳未満）3 人が木造平屋の空家に入り込んでライターで火遊びをしていたため、居室の押入前に立てかけてあったふすまに燃え移り出火した。
平成 17 年 3 月	建物部分焼 1 棟 外壁等 計 142 m ² 焼損 負傷者 5 人	共同住宅 7 階に居住する主婦が、2 人の子供を残して近所に出かけた際、住戸に残された女兒が台所の食器棚の上にあったライターで火遊びをし、火のついた紙をそのまま台所のごみ入れに捨てたため出火した。 主婦が帰宅し、水をかけて消火しようとしたが水を入れる容器が見つからず、煙が充満していたため各居室の窓を開放した後、2 人の子供を連れて避難した。 出火した住戸の居住者と直上階の居住者が避難する際に煙を吸い込み受傷した。
平成 17 年 4 月	建物部分焼 1 棟 外壁 計 85 m ² 焼損 死者 1 人 負傷者 1 人	共同住宅 3 階に居住する男児（6 歳未満）が居室内でライターを使って遊んでいるうちに、押入のふすまに着火し延焼拡大した。 出火後、ベランダに避難した男児と母親は、住民により救出されたが、居室のベビーベッドにいた次男は、避難できず死亡。
平成 18 年 1 月	建物部分焼 1 棟 外壁 計 60 m ² 焼損 負傷者 6 人	共同住宅の 2 階に居住する子供（6 歳未満）2 人が居室内でライターを使って遊んでいるうちに、周囲にあった雑誌に着火し延焼拡大した。 寝室にいた母親と別の子供が避難する際に熱傷（重症・中等症）を負ったほか、ライターで遊んでいた子供や共同住宅の居住者の 4 人が煙を吸い込み受傷した。

平成 18 年 4 月	建物全焼 2 棟等 計 2 棟 183 m ² 焼 損	倉庫外周部で近隣の小学生 2 人が自宅から持ってきた新聞紙にライターで火をつけて遊んでいたところ、炎が拡大して消火できなくなり建物に延焼した。
平成 19 年 8 月	建物半焼 1 棟 部分焼 1 棟 ぼや 2 棟 計 4 棟 100 m ² 焼 損	共同住宅の 2 階の居住者である男児（5 歳）が、ダイニングキッチン内で父親のライターを用いて紙くずに火をつけて遊んでいたところ、炎が拡大して消火できなくなり延焼した。 別室にいた母親が、テーブルの下から煙と炎が出ているのを発見し、水道から鍋に水を汲んで消火しようとしたが、炎が大きくなってきたので、男児を連れて避難した。 ライターは両親がタバコを吸うためにダイニングキッチンのテーブルの上に置いてあり、ライターの表面には男児の好きな漫画のキャラクターが印刷されていた。

イ 各消費生活センターへの相談状況（独立行政法人国民生活センター）

子供のライター使用による事故としては、表 5 のとおり、全国の各消費生活センター（全国消費生活情報ネットワーク・システム：PIO-NET（パイオネット））に過去 10 年間（平成 10 から 20 年）に 8 件寄せられている。危害の状況は主に火傷である。

これらの相談では、ライターの形状がチェロ型やピストル型などであったこと、販売されていた場所が雑貨店やスーパーなど子供が多く出入りする所であったこと、提供の仕方が玩具の福袋、運動会の景品及びいわゆるガチャポンゲーム機などであったことにより、子供が玩具のようにいじって、点火し、火傷に至ったケースが多い。

表 5 各消費生活センターへの相談状況（平成 10 から 20 年）

受付年月	被害者の 年齢・性別	商品の 概要等	相 談 者		相 談 内 容	危害程度 等
			年齢等	住所		
平成 10 年 5 月	3 歳 男児	チェロ型 ライター	20 代 女性	静岡	子供向けの玩具の福袋に入っていたチェロの形をしたライターを息子がいじっていて、指を火傷した。	3 週間～ 1 ヶ月

平成10年 8月	3歳 男児	<u>ピストル</u> <u>型ライター</u> ー	30代 女性	東京	雑貨店で息子がピストル型ライターをいじっていて、耳に火傷をした。ライターはレジ横の子供の手の届くところにあった。	1～2週間
平成12年 3月	5歳 男児	ライター	40代 女性	神奈川	スーパーの入口にあるガチャポンゲーム機で息子がライターを当ててしまった。すぐに取り上げたが、見つけてしまい、親に隠れて使用し、手に2度以上の火傷を負った。	1～2週間
平成12年 10月	12歳以下 男児	<u>キャラクターの絵</u> <u>入りライター</u>	不明 男性	愛媛	地域の運動会の景品でキャラクター(ウルトラマン)の絵が入ったライターが配られた。それをいじっていた子供が手に火傷を負った。	医者にかからず
平成13年 6月	5歳 男児	ライター	40代 女性	長野	ショッピングセンター内にあるゲームセンターでカプセル玩具を取り、いじっているうちに火がついてしまい、顔に火傷を負った。ライターに注意表示はなかった。	医者にかからず
平成14年 1月	6歳 男児	<u>ライフル</u> <u>型ライター</u> ー	30代 男性	東京	ゲームセンターのゲーム機で子供がライフルの形をしたライターを取ってしまい、知らずに遊んでいて手の平を火傷した。外箱の表示は英語の表記しかなかった。	医者にかからず
平成16年 4月	8歳 男児	ライター	40代 女性	愛媛	スーパーの文房具売場にあるゲーム機でもらった景品がライターになっていた。子供用の景品としては危険ではないか。ライターは輸入品で、表示は裏面にあり子供が見てもわからない。	危険情報

平成20年 4月	3歳 不明	ライター	30代 男性	新潟	高速道路のサービスエリアで何かわからず買ってしまった商品が、子供がいじっていて火が出て、ライターとわかった。表示も何もなく危険ではないか。	危険情報
-------------	----------	------	-----------	----	---	------

ウ インターネット消費者アンケート調査結果（東京都生活文化スポーツ局）

生活文化スポーツ局で平成21年8月に実施した、幼児の身の回りの危険に関するインターネット消費者アンケート調査の中に、ライターによる危険に関して次のような記述があった。

この結果からも子供がライターで遊んでいた、ライターを誤って使用してしまうなどして、火傷を負った又はしそうな事案があがっている。

発生場所は居間などの居室内が多く、また、1及び2歳児でもライターを操作し点火していることがわかる。

(ア) 調査対象

東京都内の1歳から6歳の子供のいる4000世帯

(イ) 調査期間

平成21年8月5日（水）から24日（月）

(ウ) 記述内容

ライターに関連した危害やヒヤリ・ハットの経験の具体的な事例について自由回答方式で尋ねた。その結果、回答があったものの一部を表6及び7に示す。なお、ヒヤリ・ハットとは、実際にケガや病気には至らなかったが、ヒヤリとしたりハットしたことをいう。

表6 ライターによる危害について

危害経験時の 子供の 年齢・性別	発生場所	危害の内容	危害の程度
2歳・男児	居間・居室	息子が、引き出しの奥にしまってあった父親のターボライター（使い捨てタイプ）を持ち出し、いじっていたところ、火がついてしまい手のひらを火傷。すぐに冷やし、2時間くらいしてから薬を塗った。土曜日だったので翌週の月曜日に皮膚科を受診した。	医療機関を受診
2歳・女児	階段・ベラ	当時2歳の娘が祖父宅で兄たちが花火	医療機関を

	ンダ等	をするのを見ていたら、自分もしたがって暴れだし花火に火をつけるためのライターが顔と脇にあたっしまいやけどをした。家で冷やしたのち病院にいった。	受診
3 歳・女兒	居間・居室	子供たちがいたずらで、ライターで遊んでいるうちにやけどをした。	医療機関を受診

表 7 ライターによるヒヤリ・ハットについて

ヒヤリ・ハット 経験時の子供の 年齢・性別	発生場所	ヒヤリ・ハットの内容
5 歳・男児	居間・居室	仏壇用のライターで、目を放したすきに、自分でつけようとしていた。
1 歳・男児	居間・居室	床に落ちていたライターをいじっていた。
3 歳・男児	居間・居室	ゴミ箱に火をつけて大火事になるところだった。
1 歳・女兒	居間・居室	ライターで遊んでいた。
2 歳・男児	居間・居室	テーブルの上のライターを触っていた。
2 歳・女兒	居間・居室	ライターを点けていたので注意してテーブルに置いたが、再び手に取ったときに、金具が熱くなっていたため軽いやけどをした。
4 歳・男児	居間・居室	家族の者がタバコを吸うが、ライターをテーブルの上に置きっぱなしだったため、子供がいたずらをし、カレンダーを燃やしそうになった。
3 歳・男児	居間・居室	親が寝ている間に、勝手に起きてライターで遊んでいたところ、買い物用のビニール袋に引火して延焼。幸い消火が間に合ったためけがはない。
1 歳・女兒	居間・居室	1 歳の娘が、夫のしまい忘れたライターを手にとって遊んでいた。すぐ気が付いたので、何事もなく済んだ。
1 歳・男児	居間・居室	ライターで火遊び等をしてやけどをしそうになった。

(3) 海外の状況

財団法人自治体国際化協会の世界 7 カ国にある事務所に依頼するなどして、海外の状況を調査したところ、次のことがわかった。

ア アメリカ（C P S C：消費者製品安全委員会）

アメリカでは、平成 6 年に C P S C（消費者製品安全委員会）がチャイルドレジスタンス機能に関する安全基準（Consumer Product Safety Standard for Cigarette Lighters(16 CER Part 1210)）を策定し、同年 7 月 12 日以降製造、輸入されたライターから適用された。基準の内容は以下のとおりである。

(ア) 適用対象

タバコ、葉巻、パイプ煙草に点火する目的で消費者によって幅広く用いられる火災発生装置製品（＝シガレットライター）のうち、次に該当するもの

- ・ 使い捨て（ディスポーザブル）ライター

燃料の再充填ができないライター、または、燃料はガスで工場出荷額が 2.25 ドル（平成 15 年改定）未満のライター。

- ・ ノベルティーライター（資料 2（39 ページ）参照）

娯楽的なオーディオ効果、視覚効果を備えたライター、5 歳未満の幼児を使用者として想定していると一般的に認知される品目に類似した形状もしくは機能を持つライター（燃料はガス及びオイル）。

(イ) 要件

- ・ 試験において幼児パネルの 85% について、ライターの完全な作動を防止しうるもの
- ・ ライターのメカニズム及びシステムは次の機能・特徴を備えていること
 - 点火メカニズムの動作が完了するたびに、自動的にリセットされること
 - 通常の使用時において安全に機能することが損なわれることがないこと
 - ライターの使用可能期間中は有効であること
 - 容易に改造、解除できないこと

(ウ) 試験方法

- ・ 幼児パネル（100 名）幼児パネルの男女比はおおよそ男：女 = 2：1
 - 42～44 ヶ月の幼児：30 ± 2 名
 - 45～48 ヶ月の幼児：40 ± 2 名
 - 49～51 ヶ月の幼児：30 ± 2 名
- ・ 試験時間
 - 5 分間 × 2 回
- ・ 試験結果の評価
 - 試験の結果は表 8 のとおり評価する。最初の 100 名で の場合は次の 100

名で試験を実施する。

表 8 試験結果の評価方法

幼児 パネル	参加幼児数 (累積人数)	模擬ライターの操作に成功した件数		
		合格	継続	不合格
1	100 名	0～10 名 ○	11～18 名	19 名以上 ×
2	200 名	11～30 名 ○	-	31 名以上 ×

・ 試験の実施

C P S C は独自では試験を実施せず、試験を行う施設も持っていない。

試験については、製造及び販売事業者の義務となり C P S C は試験を受けられる施設を紹介し、製造及び販売事業者は試験を受ける施設を選択できる。海外の場合は、C P S C の基準をクリアする内容と、英語によるレポートを作成することが条件となる。試験施設を調べる場合は、C P S C のウェブサイト上では検索できず（リストは出していない）、C P S C に問い合わせるか、American Society for Testing and Materials (A S T M) から、会員になる等の条件を持って情報を取得できる。

試験方法については、それぞれの施設が独自で行うため、幼児のリクルートもその試験施設がそれぞれ独自で行っている。

(I) 基準実施による効果

表 9 のとおり。平成 6 年の基準制定から平成 10 年までの間で、ライターが原因の火災死亡事故は 43% 減少した。

表 9 ライターが原因による事故件数推移

事 故	平成 6 年 [件]	平成 10 年 [件]
死亡	230	130
死亡 (5 歳以下)	170	40
住宅火災	11,100	6,100
ケガ	1,600	810

イ E U (欧州委員会)

E U (欧州委員会) では、平成 14 年 5 月 25 日にチャイルドレジスタンス基準 (B S E N 13869 Lighters - Child resistance for lighters, Safety Requirements and Test Methods.) を承認し、同年 12 月までに各国の規格とするとした。

その後、平成 18 年 5 月 11 日欧州委員会決定によりライターの安全基準の国際規格である EN ISO 9994:2002 と EU 基準である 13869:2002 の双方が義務付けさ

れた。

(ア) 適用対象

タバコ、葉巻、パイプ煙草に点火する目的で消費者によって幅広く用いられる火炎発生装置製品のうち、次に該当するもの

- ・ 充填式で最低 5 年間の耐用年数、2 年間の保証期間を有し、E U加盟国内でアフターサービスが行なわれるライター以外のもの。
- ・ 工場引渡し価格が 1,75 ユーロ未満(2 アメリカドルに相当)のライター(ただしこの価格の基準はあくまでも目安であり、他の要件が優先する。)
- ・ ノベルティーライター

一般的に 51 ヶ月未満の幼児の興味をそそると認識されるもの、またはこの年齢層の幼児による使用を想定したものに何らかの形で類似している、ないしは娯楽的なオーディオ効果、アニメーション効果を備えたもの。別途取り付け可能なホルダーや付属品が含まれる。

(イ) 要件

- ・ 試験において幼児パネルの 85%について、ライターの完全な作動を防止しうるもの
- ・ ライターのメカニズム及びシステムは次の機能・特徴を備えていること
 - 点火メカニズムの動作が完了するたびに、自動的にリセットされること
 - 通常の使用時において安全に機能することが損なわれることがないこと
 - ライターの使用可能期間中は有効であること
 - 容易に改造、解除できないこと
- ・ ノベルティーライターは全て禁止

(ウ) 試験方法

アメリカにおける試験方法と同じ。ただし、試験の実施については、以下のとおり。

・ 試験の実施等

加盟国政府より認可を受けた試験機関にて試験を行う。同レベルのチャイルドレジスタンス基準が適用されている他国の試験機関で行われ承認を受けた試験報告書の提出も可である。

E Uは平成 18 年 5 月 11 日委員会決定の適用のためのガイドライン(平成 18 年 12 月作成)で加盟国のチャイルドレジスタンス規格のコンプライアンスをいかに確認するかの指針を示している。

これによれば、行政による確認は、次の順で行うとされる。

書面による確認

モニタリング等による実物の確認

製造業者の安全基準を満たすテクニカルパラメーターが正しいかどうかの試験

子どものパネル試験

各チェックは段階的に行われるものであり、つまり「 」、「 」、「 」を満たさない製品に対しての最終手段として「 」が実施される。

また、下記の記述により、子どものパネル試験は必要最小限に行われるべきものと位置づけられていることがわかる。

- ・ 電子ライターの場合など、着火されるのに必要な力がチャイルドレジスタンス基準を満たしているかは(子どもの実証試験を通さずとも)簡単に測定しうる。
- ・ 「 」の子どものパネル試験が必要となる場合は稀であり、チャイルドレジスタンス適合品であるかどうかは「 」の試験でほとんどの場合要件を満たす。

ウ その他の国

(ア) オーストラリア

平成 9 年 3 月 1 日よりアメリカと同じ基準を施行している。

オーストラリアではライターを生産しておらず、流通するライターはすべて輸入品である。そのため、試験は自国では実施しておらず、輸入事業者は基準をクリアした製品を輸入することとなっている。

(イ) ニュージーランド

平成 11 年 5 月 15 日以降に販売されたライターにアメリカと同じ基準が適用されている。ただし、適用対象については次のとおりである。

【適用対象】

シガレットライターは、タバコ、葉巻及びパイプ煙草に点火するために用いられる火炎発生装置製品であり、使い捨てライター(燃料供給が終了した際に廃棄される、又は燃料が無くなった際に廃棄される独立した燃料容器と合体したライター)、または、税関課税価格が 3.5NZ ドル未満の再充填可能なライター、または、ノベルティライター。

ニュージーランドでもライターを生産しておらず、流通するライターはすべて輸入品である。そのため、試験は自国では実施しておらず、輸入事業者は基準をクリアした製品を輸入することとなっている。

(ウ) 中華人民共和国

チャイルドレジスタンスに関する基準はない。

(エ) 大韓民国

チャイルドレジスタンスに関する基準はない。

(オ) シンガポール

チャイルドレジスタンスに関する基準はない。

2 子供に対するライターの安全対策における現状と課題

欧米などの海外では、ライターにチャイルドレジスタンス機能を付加する規制を行う対策（以下「チャイルドレジスタンス対策」という。）を実施し、効果をあげている。

そのため、国内においてもチャイルドレジスタンス対策は有効であり、子供に対するライターの安全対策が図られるものとする。

しかし、チャイルドレジスタンス対策を実施するためには、対象とする子供の年齢、ライターの範囲及び規制方法を定めるなど、対策を具体的に実施するための検討が必要である。

そこで、火遊びによる火災の実態やライターを取り巻く現状を分析し、子供に対する安全対策を実施するための課題を整理した。

(1) 行為者年齢別にみた火遊びによる火災の実態

東京消防庁管内における行為者年齢別にみた火遊びによる火災の発生状況を分析し、課題を整理した。

ア 火遊びによる火災の行為者年齢別発生状況

前述の平成 16 年から平成 20 年の 5 年間の火遊びによる火災のうち、行為者の年齢が明らかな 415 件について行為者年齢別の火遊び火災の件数とその構成率を算出した結果は表 10 のとおりである。4 歳以上から割合が高くなることがわかる。

表 10 行為者年齢別火遊び火災件数等

行為者年齢	火災件数 [件]	構成率 (単年齢ごと) [%]	構成率 (0 歳からの累積) [%]
0 歳	-	-	-
1 歳	1	0.2	0.2
2 歳	7	1.7	1.9
3 歳	16	3.9	5.8
4 歳	30	7.2	13.0
5 歳	27	6.5	19.5
6 歳	22	5.3	24.8

7 歳	27	6.5	31.3
8 歳以上	285	68.7	100.0
合計	415	-	-

イ 人的被害の生じた火遊びによる火災の発生状況

死者または負傷者が発生するなど人的被害が生じた火遊びによる火災件数 79 件について、行為者年齢別に件数と発生割合を算出した結果は表 11 のとおりである。6 歳以下の割合が高いことがわかる。

表 11 行為者年齢別人的被害件数

行為者年齢	火災件数 (A) [件]	死傷者のあった	
		火災件数(B) [件]	火災の割合(B/A) [%]
1 歳	1	1	100.0
2 歳	7	5	71.4
3 歳	16	7	43.8
4 歳	30	11	36.7
5 歳	27	13	48.1
6 歳	22	9	40.9
7 歳	27	4	14.8
8 歳以上	285	29	10.2
合計	415	79	19.0

ウ 火災規模別の発生状況

建物火災となった 208 件について、焼損程度が小さいもの（ぼや）と、延焼拡大したもの（全焼・半焼・部分焼）について行為者年齢別に内訳をみたものが表 12 である。延焼拡大した割合は 7 歳以下で高く、50%を超えていた。平成 20 年中に発生した火災全体の延焼拡大した割合は 28.9%であるので、それよりもかなり高い割合であり、子供の火遊びによる火災は重大な事故につながりやすいことがわかる。

表 12 行為者年齢別延焼拡大件数

行為者年齢	建物火災 件数(A) [件]	ぼや [件]	全焼・半焼・ 部分焼(B) [件]	全焼・半焼・部 分焼の占める 割合(B/A) [%]
1 歳	1	-	1	100.0
2 歳	7	3	4	57.1
3 歳	16	9	7	43.8
4 歳	30	15	15	50.0
5 歳	25	10	15	60.0
6 歳	14	6	8	57.1
7 歳	14	6	8	57.1
8 歳以上	101	66	35	34.7
合計	208	115	93	44.7

エ ライターを使用した火遊びによる火災の行為者年齢別発生状況

次に、12 歳以下の子供による火遊び（行為者年齢が明らかなもののみ）の中でライターを使用したものについてみる。平成 11 年から平成 20 年までのライターを使用した火遊びによる火災件数、死者数、負傷者数について行為者の年齢をアメリカや E U 等の基準に近い年齢である 5 歳未満と以上で分けたものが表 13 である。行為者が 5 歳未満と以上で死傷者発生率が大きく異なり、5 歳未満で 8 割近いことがわかる。

表 13 ライターによる火遊びの死傷者等発生率

行為者年齢	件 数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率 (100 件あたり) [%]
5 歳未満	98	3	75	79.6
5 歳以上 12 歳以下	413	4	133	33.2
合 計	511	7	208	42.1

表 14 に、火遊び以外の原因により発生した火災件数、死者数、負傷者数を示す。放火などの他の原因による火災と比較しても行為者が 5 歳未満の死傷者発生率がかなり高いことがわかる。

表 14 火災に対する死傷者の発生率等

原 因	件 数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率 (100 件あたり) [%]
放火	23,211	474	1,610	9.0
たばこ	9,752	332	1,717	21.0
ガステーブル等	5,998	63	2,717	46.3
花火	439	0	23	5.2

オ 火遊びによる火災の発生状況からみた安全対策における課題

アからエまで述べてきたとおり、火遊びによる火災の行為者年齢別発生状況によると、4 から 7 歳以下の幼児への対策が必要であることがわかる。

一方、前述のアメリカや E U の規制の状況をみると、子供を 51 ヶ月（4 歳 3 ヶ月）未満の幼児としており、チャイルドレジスタンス対策による効果をあげているようである。

火災の実態や海外の規制状況を勘案すると、今後、国内においては、51 ヶ月（4 歳 3 ヶ月）未満の幼児の事故防止を視野に入れ、ライターのチャイルドレジスタンス対策を検討することが必要であると考ええる。

一般的に、ライターへのチャイルドレジスタンス対策が有効に機能するのは、大人の真似やライターは火がつくものということを理解しないまま触っていて点火してしまうことが想定されるような幼児（未就学児）であるといえるので、そのことを勘案しても、対象年齢を 51 ヶ月（4 歳 3 ヶ月）未満の幼児とするのは妥当なところであると考ええる。

(2) 国内に流通するライターの状況

国内には様々な種類のライターが流通している。ライターの分類や流通量などを分析し、課題を整理した。

ア ライターの分類

次に示すとおり、ライターの分類には大きく 4 つの分け方がある（資料 3（41 ページ）参照）。

(ア) 注入式・使い捨ての分類

- ・注入式ライター（図 3、4、6 及び 8 参照）

燃料（ガスまたはオイル）を再充填して使用できるライター。

- ・ ディスポーザブルライター（図 5、7 及び 9 参照）

燃料の再充填やフリント交換ができない、ディスポーザブル(Disposable = 使い捨て) 式のライター。機種や着火方式は、注入式ライター同様の種類がある。使用燃料はガス。

(イ) 燃料による分類

- ・ ガスライター（図 4 から 9 参照）

ガスを燃料とするライター。着火にはフリント式、電子式、電池式の 3 つの方法がある。

- ・ オイルライター（図 3 参照）

オイルを燃料とするライター。着火方式はフリント式のみ。

(ウ) 着火方式による分類

- ・ フリントライター（図 3 から 5 参照）

フリントとヤスリをこすり合わせ、発生した火花で燃料のガス、またはオイルに着火させるライター。

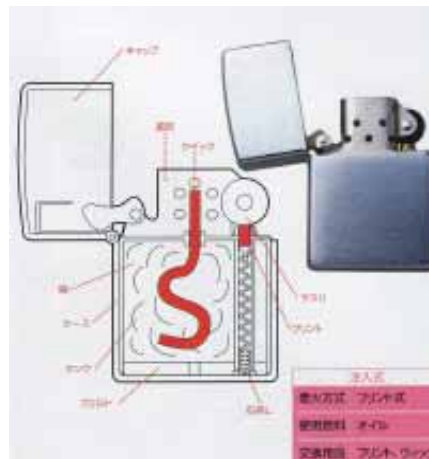


図 3 フリントライター（注入式、オイル）

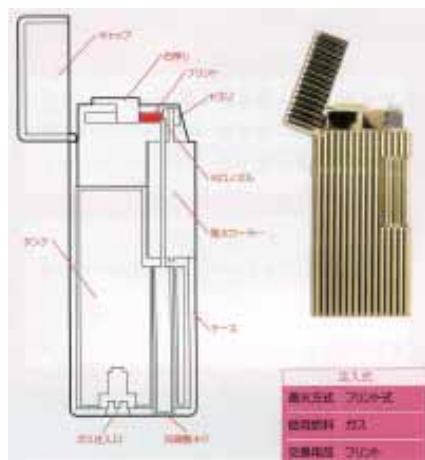


図 4 フリントライター（注入式、ガス） 図 5 フリントライター（ディスポーザブル、ガス）



図6 電子ライター（注入式、ガス）



図7 電子ライター（ディスポーザブル、ガス）

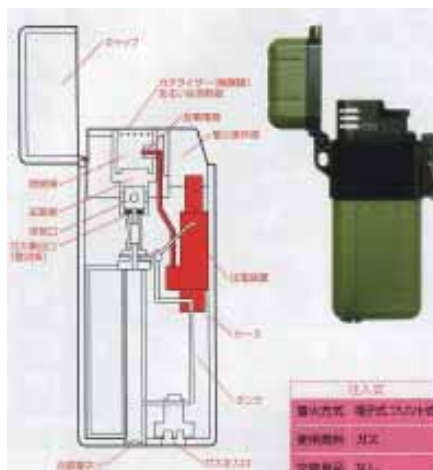


図8 電子(内燃)ライター（注入式、ガス）

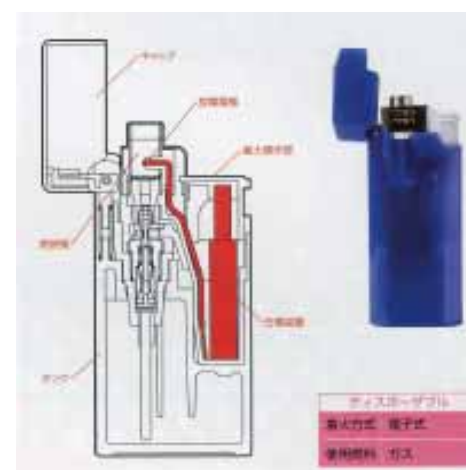


図9 電子(内燃)ライター（ディスポーザブル、ガス）

・電子ライター（図6 及び 7 参照）

衝撃を与えると高電圧を発生する圧電装置を使い、火花放電で燃料のガスに着火させるライター。注入式ライターなら、燃料を補給するだけで長期間使用できる。

・電池ライター

内蔵された電池（ボタン型電池）を使い、火花放電で燃料のガスに着火させるライター。電池は交換ができる。

(I) 燃焼方式による分類

・プリミキシングライター（図8 及び 9 参照）

あらかじめ燃焼に適した混合ガスを生成し、燃焼筒内部で完全燃焼させる仕組みのライター。ターボ、フレイムレスなどと呼ばれる「内燃ライター」やジェット・バーナーフレイム式ライターのことを指す。高温の炎が得られ、風の影響を受けにくい。

- ・ポストミキシングライター（図 3 から 7 参照）

燃焼の時点で空気とガスが混合されるもので、内燃ライターやジェット・バーナーフレイム式ライター以外のガスライターは、この燃焼方式である。

イ ライターの流通量

(ア) 国内流通数量

平成 19 及び 20 年に国内に流通したライターの数量を示したものが表 15 及び図 10 から 12 である。平成 19 及び 20 年ともに輸入品が 8 割以上となっている。また、国内の流通量の約 9 割をディスポーザブルライターが占めている。さらに、平成 20 年の国内のライターの流通量は 19 年に比べ増加し、6 億個を超えている。

表 15 国内流通数量

	平成 19 年		平成 20 年	
	輸入[千個]	国内生産[千個]	輸入[千個]	国内生産[千個]
注入式	49,456	486	70,489	363
ディスポ	444,097	92,800	493,962	77,080
小 計	493,553	93,286	564,451	77,443
合 計	586,839		641,894	

【出典】平成 20 年 国内需要動向調査報告書（喫煙具） 社団法人日本喫煙具協会

注 1：ディスポとは、「ディスポーザブルライター」のこと。

注 2：輸入に関する値は輸入通関ベース、国内生産に関する値は工場出荷ベース

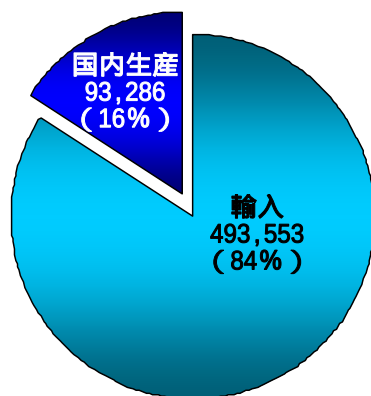


図 10 平成 19 年国内流通数量[千個]

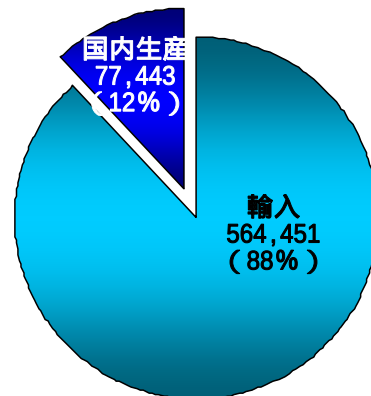


図 11 平成 20 年国内流通数量[千個]

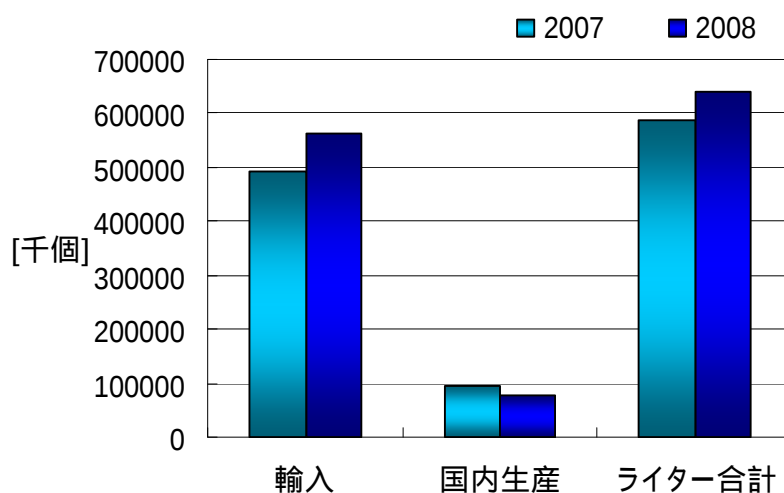


図 12 国内流通数量[千個]

(イ) 国内流通額

平成 19 及び 20 年に国内に流通したライターの金額を示したものが表 16 及び図 13 から 15 である。金額で見ても平成 19 及び 20 年は輸入品が 8 割以上となっている。また、平成 20 年の国内のライターの流通額は 19 年に比べ増加している。

表 16 国内流通額

	平成 19 年		平成 20 年	
	輸入[百万円]	国内生産[百万円]	輸入[百万円]	国内生産[百万円]
注入式	6,823	517	7,928	414
ディスポ	6,806	2,960	6,780	2,160
小 計	13,629	3,477	14,708	2,574
合 計	17,106		17,282	

【出典】平成 20 年 国内需要動向調査報告書（喫煙具） 社団法人日本喫煙具協会

注 1：ディスポとは、「ディスポーザブルライター」のこと。

注 2：輸入に関する値は輸入通関ベース、国内生産に関する値は工場出荷ベース

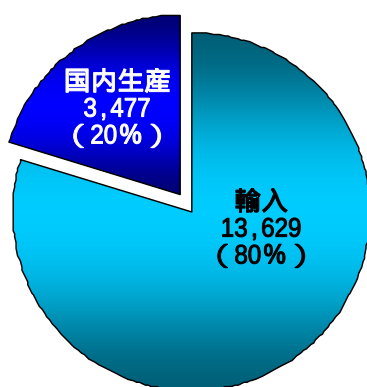


図 13 平成 19 年国内流通額[百万円]

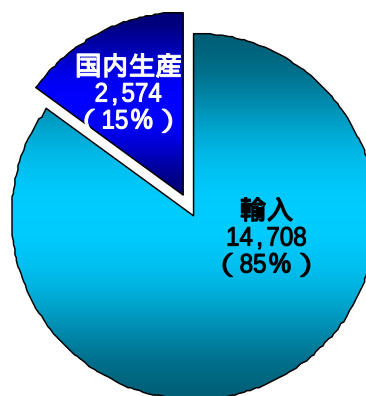


図 14 平成 20 年国内流通額[百万円]

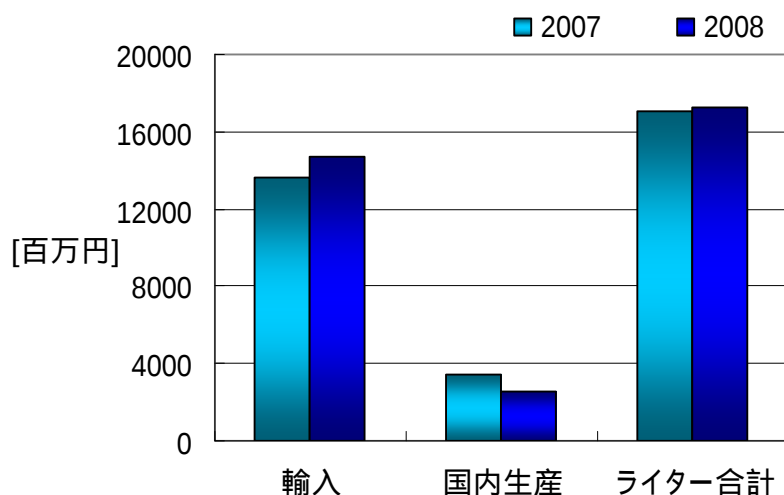


図 15 国内流通額[百万円]

(ウ) ライターの単価

表 15 及び 16 より国内に流通するライターの輸入通関時及び工場出荷時の 1 個当たりの単価を求めると、表 17 のとおりとなる。

注入式の国内生産を除くと、平成 19 年と比較して 20 年は注入式、ディスポーザブルともにライターの単価が下がっている。市場価格も連動して価格が下がり、より安価なライターが流通している可能性がある。

また、ディスポーザブルライターと比較すると価格が高い注入式ライターについては、輸入品の単価が国内生産品と比較して 10 分の 1 程度となっている。安価な輸入注入式ライターが市場に出ている可能性がある。

表 17 ライターの単価

	平成 19 年		平成 20 年	
	輸入[円]	国内生産[円]	輸入[円]	国内生産[円]
注入式	138	1,064	112	1,140
ディスポ	15	31	14	28
平均単価	27	37	26	33
	29		27	

【出典】平成 20 年 国内需要動向調査報告書（喫煙具） 社団法人日本喫煙具協会

注 1：ディスポとは、「ディスポーザブルライター」のこと。

注 2：輸入に関する値は輸入通関ベース、国内生産に関する値は工場出荷ベース

ウ ライターの流通状況からみた安全対策における課題

国内には年間約 6 億個以上のライターが流通している。これを国民 1 人当たりの年間の所有数に換算すると 5 から 6 個になり、ライターは生活の中で身近に数

多く存在しており、国内に流通するライターは供給過剰気味であることが懸念される。また、流通量の 8 割を安価な輸入品が占めているのが現状である。

仮に、ライターに関する規制を行う場合には、この 2 点については十分に考慮することが必要であると考ええる。

一方、安全対策が必要なライターの範囲をどのように捉えるかということを検討する際に参考となるのが、規制を先行しているアメリカや EU の状況である。

アメリカでは、規制対象としているライターの範囲は、次のとおりである。

- ・使い捨て（ディスポーザブル）ライター

燃料の再充填ができないライター、または、燃料はガスで工場出荷額が 2.25 ドル（平成 15 年改定）未満のライター。

- ・ノベルティーライター

娯楽的なオーディオ効果、視覚効果を備えたライター、5 歳未満の幼児を使用者として想定していると一般的に認知される品目に類似した形状もしくは機能を持つライター（燃料はガス及びオイル）。

ただし、アメリカでは、ノベルティーライターは基準を満たせば合格となる。

EU では、規制対象としているライターの範囲は、次のとおりである。

- ・燃料充填式で最低 5 年間の耐用年数、2 年間の保証期間を有し、EU 加盟国内でアフターサービスが行なわれるライター以外のもの。

- ・燃料はガスで工場引渡し価格が 1,75 ユーロ未満（2 アメリカドルに相当）のライター（ただしこの価格の基準はあくまでも目安であり、他の要件が優先する。）

- ・ノベルティーライター

一般的に 51 ヶ月未満の幼児の興味をそそると認識されるもの、またはこの年齢層の幼児による使用を想定したものに何らかの形で類似している、ないしは娯楽的なオーディオ効果、アニメーション効果を備えたもの。別途取り付け可能なホルダーや付属品が含まれる。

ただし、EU では、ノベルティーライターは全て禁止である。

アメリカと EU ではノベルティーライターについての対応に違いがあり、EU の方がより厳しい規制をしている。

日本においても規制を行うこととなった場合は、対象とするライターの範囲をより広く設定している EU の規制を参考にすることが望ましいと考える。

(3) 国内に流通するライターに関する規制の状況

現在、国内には、ライターの安全対策に関する法的な規制はなく、業界団体による自主規制などがあるのみである。国内における規制の現状を分析し、課題を整理

した。

ア 業界団体による自主規制及び任意の規格

自主規制とは、製品の生産者やサービスの提供者などが行う自発的な制限のことであり、ライターに関しては社団法人日本喫煙具協会が定める「シガレットライター安全基準」がある。

また、それとは別に、任意の規格として、財団法人製品安全協会が定める「携帯用簡易ガスライターの認定基準」がある。

ただし、自主規制は業界団体に加入している事業者、任意の規格は登録している事業者の製品にしか規制の範囲が及ばず、現在、国内において流通しているライターのうち、「シガレットライター安全基準」や「携帯用簡易ガスライターの認定基準」の対象となっているものは約半数と推定されている。

業界団体の自主規制や任意の規格では国内に流通するライターを全て網羅することは難しい。

(ア) シガレットライター安全基準（社団法人日本喫煙具協会）

・注入式ガスライター

社団法人日本喫煙具協会では、ISO 9994-2005 に準拠した「シガレットライター安全基準」を制定し、この基準に基づいた型式確認検査を実施している。

検査は会員が製造・販売するガスライターを対象に、公的検査機関へ委託して実施している。

検査に合格したものは、社団法人日本喫煙具協会に型式登録され、型式確認証明書が交付される。また、型式確認検査合格品（安全基準適合品）に対して、「適合品カード」及び「適合品シール」（図 16 から 18 参照）を発行している。主な検査項目は表 18 のとおりである。

表 18 主な検査項目

炎の高さテスト	炎の高さが安全な範囲に調整できること
炎の消火テスト	炎が完全に消火すること
耐落下性テスト	1.5mの高さから3回落下させてもガス漏れなどがないこと
耐熱性テスト	65 の温度環境に 4 時間置いてもガス漏れなどがないこと
耐炎性テスト	部品が燃えたり変形しないこと
耐圧性テスト	55 における蒸気圧の 2 倍の内部圧に耐えられること



図 16 適合品カード（個装箱に封入）

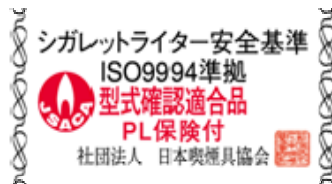


図 17 適合品シール(ディスプレイに貼付)



図 18 適合品シール
(取扱説明書や製品に添付印刷)

・ディスプレイザブルライター

平成 17 年 6 月より、前述の型式確認検査の対象となり、検査に合格したライターに対して、「適合品ラベル」(図 19 参照)を発行している。



図 19 適合品ラベル（製品に貼付）

(イ) 携帯用簡易ガスライターの認定基準（製品安全協会）

シガレットライター安全基準とは別に、財団法人製品安全協会が定める「携帯用簡易ガスライターの認定基準」（項目は炎の高さ・消火、耐衝撃、耐熱性、耐燃焼性、耐圧性などで前述の「シガレットライター安全基準」とほぼ同様）の検査に合格し、「S G マーク」（図 20 参照）が貼付された製品もある。

しかし、平成 19 から 20 年度に S G マーク表示申請をした事業者は国内 1 社、海外 1 社のみである。



図 20 S G マーク（製品に貼付）

イ 法律による規制

(ア) 消費生活用製品安全法に基づく規制

国内にはライターの安全対策に関する法的規制はない。仮に、既存の法律でライターを規制することとした場合、対応することができる可能性があるのは消費生活用製品安全法であると考える。

消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を推進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として、昭和 48 年に制定された。

この法律では、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の P S C（Product Safety of Consumer Products の略）マークがないと販売できないことになっている。仮に、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができる。これらの規制対象品目は、自己確認が義務付けられている「特定製品」と、第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」がある。現在、指定されている「特定製品」及び「特別特定製品」は表 19 のとおりである。

ライターの規制を消費生活用製品安全法で実施することとなった場合は、まず、ライターを特定製品に指定し、技術上の基準を設定する必要がある。技術上の基準として想定されるのは、業界団体が定める自主基準やアメリカや E U などで実施されているチャイルドレジスタンスに係る基準などである。

表 19 特定製品及び特別特定製品

特定製品	登山用ロープ	身体確保用のものに限る。
	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	内容積が 10 リットル以下のものであって、9.8 キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したのものに限る。
	乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。
	石油給湯機	灯油の消費量が 70 キロワット以下のものであって、熱交換器容量が 50 リットル以下のものに限る。
	石油ふろがま	灯油の消費量が 39 キロワット以下のものに限る。
	石油ストーブ	灯油の消費量が 12 キロワット（開放燃焼式のものであって自然通気形のものにあっては、7 キロワット）以下のものに限る。
	乳幼児用ベッド	主として家庭において生後二四ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したのものに限るものとし、揺動型のものを除く。
	携帯用レーザー応用装置	レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。
	浴槽用温水循環器	主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環流量が十リットル未満のものを除く。
特別特定製品		

ライターを消費生活用製品安全法により規制することのメリットとして、年間 6 億個以上流通しているライター全般の安全対策が図られることがある。

また、【参考 1】(28 ページ) のとおり、運転席や更衣ロッカーなどでライターが予期せず点火したことにより火災となった事案が、東京消防庁が把握するだけでも管内で年間 10 数件発生している。同様な事故情報は国民生活センター（【参考 2】(29 ページ) 参照）や消費者庁（【参考 3】(30 ページ) 参照）にも寄せられている。チャイルドレジスタンス対策により、ライターの着火操作が複雑化するなどすれば、その副次的効果として、それらの事故の減少も期待できる。

一方、ライターにチャイルドレジスタンス対策を実施した場合のデメリット

もある。子供が簡単に操作できないということは、高齢者や障害者にも使いにくくなってしまうことが懸念される。対象とする子供の年齢を上げれば上げるほどその傾向は強くなる。そこで、チャイルドレジスタンス対策を検討する場合は、高齢者や障害者の使い勝手にも配慮する必要があると考える。

【参考1】

平成21年10月19日

置き忘れ、しまい忘れた電子ライターにご注意を！

～ 思わぬところでスイッチが入り火災発生！大変危険です ～

置き忘れたり、しまい忘れた電子ライターのスイッチが思わぬ原因で入って点火し、周囲の可燃物に着火して火災が発生しています。

今年は、すでに去年の発生件数を大幅に上回っています。

この火災は「意外性」が特徴！

電子ライターのスイッチには、ロック機構が有るものと無いものがあります。無いものは、日常の操作性が良い反面、使用者等の意図に反して容易にスイッチが入ってしまい、思わぬところから火災が発生する危険があります。

どんな原因で？

家具やロッカー等の上に置かれた電子ライターが、気付かぬうちに裏側へ落下し、引き戸に挟まれ、家具が押されて壁と家具の間に挟まれ、ロッカーの上に荷物を乗せたため壁と荷物に挟まれてスイッチが押され、出火しています。

また、ロッカー内やプラスチック収納箱等に荷物を押し込んだ際、中にあった電子ライターのスイッチが押されて出火した例もあります。

車両においても、座席シートの隙間に滑り落ちた電子ライターがシートレールに挟まれ、シートをスライドさせた際にスイッチが押されて出火した火災や、

グローブボックス内に入れていた電子ライターのスイッチがボックスを開けた際に荷物に押されて出火した火災などが発生しています。

火災を防ぐために・・・

電子ライターは、安価で購入できる物が多いことから、なくしたり、置き忘れても探すことなく、新しいライターを使用しがちです。このことから、これらの火災を防ぐためには、ライターの保管や管理を確実にを行うとともに、定期的に整理整頓や安全点検を行うことが必要です。

問い合わせ先

東京消防庁(代)	電話 03-3212-2111
予防部調査課	内線 5062・5066
広報課報道係	内線 2345～2350

【参考 2】

独立行政法人国民生活センターは、平成 15 年 2 月に「危害情報から見たライターの事故」について報道発表している。内容を抜粋したものは以下のとおり。

平成 4 年以降平成 14 年度(平成 14 年 12 月 31 日現在)までに全国の各消費生活センターに寄せられているライターに関係した危害・危険件数は 314 件で、そのうち、危害件数は 178 件であった。

相談内容の内訳をみると、「突然発火」が最も多く、次いで「爆発・破裂」、「残火」、「予期せぬ大きな炎」が続き、これらで 7 割以上を占める。

危害内容の内訳をみると、「火傷」が約 8 割を占めた。危害の程度は、軽症が 7 割近くを占めたが、死亡も 3 件あった。

○主な事件事例

- ・道路工事現場を監督中、作業着の胸ポケットに入れていたライターから発火した。突然燃え始めたので、慌てて右手で叩いて消した。手に火傷を負い、胸ポケットに 7 から 8cm 径の穴が開いた。ライターは 1 週間程前にタバコ販売店でもらった。
- ・コンビニなどで売っている 100 円ライターをタバコのケースに入れ、それをカバンに入れて持ち歩いていたら、通りがかりの人にカバンから煙が出ていると言われた。カバンを開けたら、煙がもうもうと出て、紙のタバコケースや本、書類が焦げていた。
- ・車のシートの間にライターが落ちて発火し車も少し燃え、火傷を負った。タバコの景品に付いていたライターだが、ボタン式で点火しやすい構造になっている。
- ・子供(10 歳未満 女児)が車内にあったライターで火遊びし、座席に火がついて全身に 3 度の火傷を負った。火傷範囲は約 45%であった。死亡。

○問題点及び留意点

・構造

ライターを荷物の中に入れて持ち運んでいる時や、自動車内のダッシュボードに入れておいた時に、ライターから発火した事故が発生している。点火方式が 1 段階式のライターは、衝撃や周囲にある物体に接触して点火してしまうことが考えられる。

・子供の事故

スーパーやデパートなどの玩具売り場やゲームセンターのゲーム機などによっては、子供でも簡単にライターを手に入れることができる。中にはピストル型やキャラクター商品の形をした玩具型ライターもあり、子供がライターを触っているうちに点火してしまう事故が発生している。また、子供が大人の真似をして火をつけたり、ライターは火がつくものということを理解しないうち

に、ライターを触ってしまい、事故に至ることも考えられる。点火方式が 1 段階のものよりも複数段階の操作を踏まえた上で点火するなど、点火に至る操作を複雑化すれば、子供の事故を少なくできると思われる。

【参考 3】

消費者庁が公表している重大事故に係る情報の中に、表 20 のとおりライターに関するものがあった。

表 20 消費者安全法の重大事故等に係る公表（ライターのみ抜粋）

報告受理日 事故発生日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	公表日
平成 21 年 9 月 10 日 ----- 平成 21 年 8 月 10 日	輸入 ガスライター	発火及び 左手甲の 毛の焼け 焦げ	輸入品ガスライターの ホイールを回転させた ところライター全体が 炎に包まれ、ライターを 持っていた左手の甲の 毛が焼け焦げる。	東京都	平成 21 年 9 月 16 日
平成 21 年 9 月 24 日 ----- 平成 21 年 9 月 18 日	ガスライター	発火	買ったばかりのガスラ イターを台所の収納庫 の引き出しに入れてい たら、突然、音をたて炎 と煙が出た。	愛知県	平成 21 年 9 月 30 日

(イ) 他の法律による規制

法律によりチャイルドレジスタンス対策のみを実施するには、それに特化した法律を制定することが必要となると考える。

ウ 国内の規制の状況からみた安全対策における課題

ライターを規制するものとして、国内には、業界団体の自主規制や任意の規格しかなく、そのため、ライター全てを網羅した安全対策が図られておらず、問題である。

国内に流通するライター全てに安全対策及びチャイルドレジスタンス対策を実施するためには、法律により規制することが早急に必要であるとする。

(4) その他の課題

ア 試験の実施

国内においてチャイルドレジスタンス対策に関する試験を実施したことがある機関はない。法律により規制するためには、試験方法の確立が不可欠であり、そのための体制整備が必要である。

今後、アメリカやEUなどの状況を勘案し、国内における試験機関の整備などについて検討する必要があると考える。

イ 輸入品への対策

前述のとおり、国内に流通するライターは輸入品が大半を占める。そのため、輸入品に対して、実効的な対策を行うことができれば、安全対策が図られたとは言えない。業界団体の自主規制や任意の規格では、その団体に加入または登録している事業者にしかな規制の範囲が及ばないため、すべての輸入品への対策は不可能である。よって、国内に流通するライターを全て網羅して規制するためには、法律による規制が必要であると考ええる。

仮に、規制する法律が消費生活用製品安全法であるとする、同法には立入検査に関する規定があるため、違反品に対するチェックも実施可能となる。

ウ 販売方法の検討

前述のとおり、各消費生活センターなどに寄せられる相談には、売場の状況及び提供のされ方などから子供がライターとは認識できないまま操作した事例が数件あった。

平成20年のライターの金額ベースの業態別出荷比率を示したものが表21である。

表 21 ライターの業態別出荷比率（金額ベース）

	注入式ライター [%]	ディスポーザブル ライター [%]
デパート	11.3	0.1
量販店	6.2	8.4
コンビニエンスストア	11.1	25.0
ディスカウンター	20.6	6.8
一般小売店	18.7	30.2
通販・ギフト業者	1.9	0.7
企業プレミアム	20.0	24.5
駅売店	0.0	3.8
その他	10.2	0.5
合 計	100.0	100.0

【出典】平成 20 年 国内需要動向調査報告書（喫煙具） 社団法人日本喫煙具協会

ライターはあらゆる業態の店舗に出荷されていることがわかる。特に、ディス
ポーザブルライターは、コンビニエンスストアや一般小売店など子供がよく出入
りするような店舗に多くが出荷されている。

様々な店舗のあらゆる場所で、子供がライターと接触する機会があることから、
ライターを販売している事業者は、子供への安全対策として、取り扱いに注意す
るなど販売方法を検討する必要があると考える。

エ 保護者への普及啓発

東京消防庁では、表 3（4 ページ）で記載した火遊びにより死者 2 人が発生し
た火災事故の教訓として次のことを挙げている。

この火遊びには、両親がたばこを吸うためにダイニングキッチンの冷蔵庫
上に置いていた電子ライターが用いられている。母親によると、男児は以前
にも紙類に火をつけ遊んでいたことから、ライターやマッチなどは、子供の
手の届かない場所に保管する必要がある。

また、家庭や学校などで火の適正な取り扱い方法について教えるとともに、
その危険性についても十分に認識させることが重要である。

また、表 6（8 ページ）及び表 7（9 ページ）に記載されているとおり、インター
ネット消費者アンケート調査結果から、幼児が家庭内にあるライターを使用し
てしまい、火傷などの危害やヒヤリ・ハット経験があることがわかっている。

国民生活センターも平成 15 年 2 月に発表した「危害情報から見たライターの
事故」の中で、消費者へのアドバイスとして、次のことを挙げている。

購入時

- ・ 1 段階式のライターは、子供でも一押しで簡単に点火できてしまう。子供
のいる家庭では、例えば、ヤスリ式や、点火前に蓋を開ける操作をするも
のなど、複数の操作で点火するライターを購入すること。

利用時（事故を防ぐために）

- ・ 子供の手の届くところに放置しないこと。また、周囲の物体との接触によ
って、何らかのはずみによって点火してしまうおそれがある。

このように、様々な機関から注意喚起がされているが、事故は減少していない。
特に幼い子供がいる家庭の保護者に対して、さらに、効果的な普及啓発を行うこ
とが必要であると考ええる。

オ ライターのチャイルドレジスタンスに関する特許の取得状況

ライターのチャイルドレジスタンス対策が実施されている海外の事業者は、日本国内において、すでに、ライターのチャイルドレジスタンス対策に関する機構や構造についての特許を取得している。このことは、今後、日本においてもチャイルドレジスタンス対策を実施する上で、障壁となることが想定される課題であると考ええる。

3 子供に対するライターの安全対策に係る今後の取組についての提言

近年、安価で子供でも簡単に着火することができるライターが大量に流通し、子供の身の回りに危険が迫っている。さらに、最近では、ノベルティーライターや景品として配られるライターも出回り、ライターの危険についての認識がますます薄れてきている。

しかし、子供のライターを使用した事故は、ひとたび発生すると重大な事故につながることが多い。そのことは、東京消防庁のデータや各消費生活センターの相談事例、インターネットアンケート調査の結果などから裏付けられている。

一方、欧米を中心とした海外では、チャイルドレジスタンス対策をすでに実施している。その結果、最も早く規制を実施したアメリカでは、ライターが原因の死亡事故が半分近くに減少するなど、事故の防止に効果をあげている。

このような状況を鑑み、協議会は、子供に対するライターの安全対策を講じることが必要と考え、消費者、国、事業者及び東京都が今後取組むべき事項について、次のとおり提言する。

この提言に基づき各分野での取組がなされることにより、子供がライターを使用することにより発生する事故の防止が図られ、最終的には、これらの事故による火災、死者、負傷者が減少することにつながるものとする。

特に、東京都には、国への提案、事業者への要望、消費者への注意喚起・普及啓発など、提言の趣旨を踏まえた取組を積極的に推進することを強く求める。

(1) 子供に対するライターの安全対策の実施

ア ライターへのチャイルドレジスタンス対策の実施

子供が行為者となりライターが原因となっている火災件数は、一向に減少しておらず、これらの火災による被害も大きい。こうした事故を防ぐためには、子供が簡単にライターを操作することができないようにする“チャイルドレジスタンス対策”を早急に行う必要がある。

対策を実施するに当たっては、アメリカやEUなどと同様の規制を行い、ほとんどの幼児がライターを操作できないような機能を付加するべきである。また、国内に流通するライターの大半を占める輸入品や基準を遵守しない違反品に対して、実効的な対策を行うことも重要である。さらに、製造事業者がライターにチャイルドレジスタンス対策を施すに当たって、支障となる特許の課題についても考慮することが必要となる。

そのため、国は、国内に流通するライターにチャイルドレジスタンス対策を実

施するために、法律などによる規制を行うことを念頭に検討すること。

イ 試験に係る取組の実施

アメリカやEUなどでは、その国に応じた試験体制などが整えられている。

国内で規制を行うには、同じように、試験方法の確立や試験に係る体制整備が必要であることから、今後、国及び事業者は、チャイルドレジスタンス対策に関する試験に係る取組を行うこと。

ウ 事業者などによる自主的な取組の実施

法律による規制が実現したとしても、実際に実施され、ライターのチャイルドレジスタンス対策が浸透するまでには相当の期間を要すると思われる。しかし、現在も子供のライター使用による事故は起きている。

そのため、製造事業者は、国内に流通するライターのチャイルドレジスタンス対策を検討するよう努めること。

また、販売事業者は、ライターをカプセル入り玩具として自動販売機（いわゆるガチャポンゲーム機）で販売しないこと、玩具などと一緒に売場に置かないこと、子供が興味を示すようなライターを扱わないことなどに留意し、店頭での取り扱いに注意を払うよう努めること。

(2) 子供のライターの誤使用防止のための消費者への普及啓発

ア 消費者への積極的な注意喚起・普及啓発

子供が家庭内にあるライターを使用してしまい、火災や火傷などの事故にあっていくことが多いため、子供のいる家庭の保護者に対して具体的な事故情報や、ライターの取り扱いなどについて注意喚起する必要がある。

これまでも様々な機関が注意喚起しているが、事故件数の推移を見ると、効果があったかは疑問である。

そのため、東京都は、ホームページへの掲載など様々な媒体、消費者団体・母親グループなどが主催する勉強会及び都が実施する講座などを積極的に活用し、子供のいる家庭の保護者に対し、安易な場所にライターを置かないこと、できれば、簡単に操作できるライターは買わないこと、子供に火の怖さを教えることなどを注意喚起・普及啓発すること。

また、事故情報を商品の安全対策に反映させるためには、まず、消費者に事故にあったとき、あるいは、ヒヤリ・ハットした情報が第二、第三の同じ事故を防ぐきっかけとなり、商品の改善・改良に繋がることにもなることを知らせ、消費者に積極的に通報してもらう必要がある。

そのため、東京都及び事業者は、消費生活センター及び事業者等の事故情報通報窓口（資料 5（81 ページ）及び資料 6（82 ページ）参照）に事故情報を通報するよう消費者に広く働きかけること。

イ 教育機関等への働きかけ

幼い子供に火の怖さを教えることも子供のライター使用による事故防止のためには有効であると考える。

これまでも各地の消防署などで普及啓発を行っているが、事故は減少していない。

そのため、東京都は、より効果的な普及啓発を行うために、教育機関及び保育機関などに本協議の結果を情報提供し、子供たちに火の怖さを教えることを働きかけること。

資料

アメリカ及び E U の基準について

		アメリカ（消費者製品安全委員会：CPSC）	EU（欧州標準化委員会）			
適用日・承認日		1994 年 7 月 12 日以降製造、輸入されたライターから適用	2002 年 5 月 25 日承認（同年 12 月までに各国の規格とする） その後 2006 年 5 月 11 日欧州委員会決定により国際規格の EN ISO 9994:2002(チャイルドレジスタンスという概念では特に規定なし)と EU 基準である 13869:2002(チャイルドレジスタンス規定あり)の双方が義務付けされた。			
適用対象		タバコ、葉巻、パイプ煙草に点火する目的で消費者によって幅広く用いられる火炎発生装置製品（＝シガレットライター）のうち、次に該当するもの 使い捨てライター 燃料はガスで、工場出荷額が 2.25 ドル（平成 15 年改定）未満のもの。 ノベルティーライター 娯楽的なオーディオ効果、視覚効果を備えたライター、5 歳未満の幼児を使用者として想定していると一般的に認知される品目に類似した形状もしくは機能を持つライター	タバコ、葉巻、パイプ煙草に点火する目的で消費者によって幅広く用いられる火炎発生装置製品のうち、次に該当するもの 充填式で最低 5 年間の耐用年数、2 年間の保証期間を有し、EU 加盟国内でアフターサービスが行なわれるライター以外のもの。 工場引渡し価格が 1,75 ユーロ未満(2 アメリカドルに相当)のライター(ただしこの価格の基準はあくまでも目安であり、他の要件が優先する。) ノベルティーライター 一般的に 51 ヶ月未満の幼児の興味をそそると認識されるもの、またはこの年齢層の幼児による使用を想定したものに何らかの形で類似している、ないしは娯楽的なオーディオ効果、アニメーション効果を備えた別途取り付け可能なホルダーや付属品が含まれる。			
要件		試験において幼児パネルの 85％について、ライターの完全な作動を防止しうるもの ライターのメカニズム及びシステムは次の機能・特徴を備えていること ・点火メカニズムの動作が完了すると、その都度自動的にリセットされる。 など	ノベルティーライターでないこと。 幼児パネルの少なくとも 85％について、幼児によるライター操作を防止しうること 幼児による操作を防止しうるライター製品の作動メカニズム、及びシステムは下記の機能・特徴を備えていること。 ・点火メカニズムの動作が完了すると、その都度自動的にリセットされる。 など			
試験方法	幼児パネル （100 名）	42～44 ヶ月の幼児：30±2 名 45～48 ヶ月の幼児：40±2 名 49～51 ヶ月の幼児：30±2 名 なお、幼児パネルの男女比はおおよそ男：女＝2：1			同 左	
	試験時間	5 分間×2 回			同 左	
	試験結果の 評価	最初の 100 名で の場合は次の 100 名で試験を実施			同 左	
		幼児 パネ ル	参加幼児数 (累積人数)	模擬ライターの操作に成功した件数		
				合格		継続
1	100 名	0～10 名 ○	11～18 名	19 名以上 ×		
2	200 名	11～30 名 ○	-	31 名以上 ×		
その他		第三者への委託試験可能			加盟国政府より認可を受けた試験機関にて試験を行なう。同レベルのチャイルドレジスタンス基準が適用されている他国の試験機関で行なわれ承認を受けた試験報告書の提出も可	
その他					EU 各国では、2006 年 5 月 11 日の決定を受け 9 月 11 日までに加盟国が措置をとること、そして 2007 年 3 月 11 日以降チャイルドレジスタンス基準を満たさないライター及びノベルティーライターの販売を EU 市場内で禁止する規定が施行された。(フランスでは 3 月 11 日時点で市場に出回っているものについては 1 年間の猶予期間が与えられた。)	

ノベルティーライターの一例



板チョコ型のライター



ビン型のライター



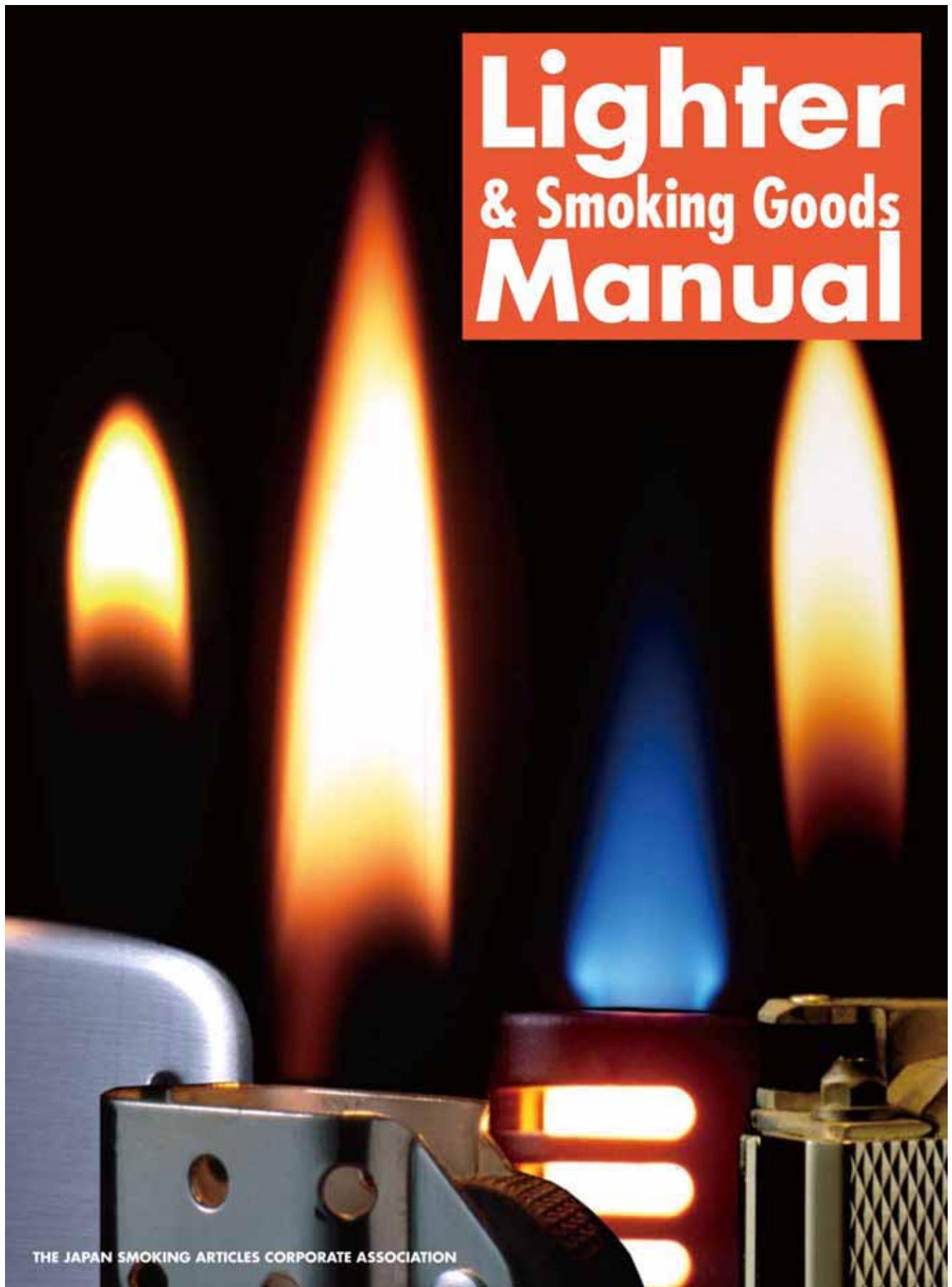
ピストル型のライター
(ターボライター)



消火器型のライター
(ターボライター)



マッチ棒型のライター



Lighter & Smoking Goods Manual

THE JAPAN SMOKING ARTICLES CORPORATE ASSOCIATION

contents

Lighter 編

- 01 ライターの分類
- 02 ライターのメカニズムを知る
- 04 ライターのテクスチャーを知る
- 10 ライターをスマートに使いこなす
 - 10 燃料の注入をマスターしよう
 - 12 ガスボンベ・オイルの取り扱い
 - 13 炎をコントロールする
 - 14 メンテナンスのポイント
 - 15 こんなときは.....故障ではない
 - 16 必ず読んで欲しい安全の話
- 18 ライター Q&A
 - 18 着火、炎
 - 20 故障、保管、素材、価格
 - 22 ガス、オイル、フリント

Other Smoking Goods 編

- 24 How to Pipe(パイプの基礎知識)
- 27 How to Cigar(シガーの基礎知識)
- 28 How to Accessory(シガレットアクセサリーの基礎知識)

Data 編

- 30 喫煙具とタバコの歴史
- 32 紙巻きタバコとシガー
- 33 ライター・ガスボンベの捨て方



社団法人 日本喫煙具協会

2008年10月1日発行

編集：社団法人 日本喫煙具協会 〒111-0042 東京都台東区寿 3-19-5

TEL 03-3845-6121 FAX 03-3845-6128

<http://www.jsaca.or.jp>

無断複製、転写を禁じます。

ライターの種類

Classification

ライターの分類には大きく4つの分け方がある。まず、注入式か、使い捨てかの分類(注入式ライター、ディスポーザブルライター)。次に燃料による分類(ガスライター、オイルライター)。さらに着火方式による分類(フリントライター、電子ライター、電池ライター)。最後に燃焼方式による分類(プリミキシングライター、ポストミキシングライター)である。これらの分類は、ライターを知る上での基本中の基本となるので、是非とも頭に入れておこう。

注入式・使い捨ての分類

注入式ライター

燃料(ガスまたはオイル)を再充填して使用できるライター。

ディスポーザブルライター

燃料の再充填やフリント交換ができない、ディスポーザブル(Disposable = 使い捨て)式のライター。機種や着火方式は、注入式ライター同様の種類がある。使用燃料はガス。

燃料による分類

ガスライター

ガスを燃料とするライター。着火にはフリント式、電子式、電池式の3つの方式がある。

オイルライター

オイルを燃料とするライター。着火方式はフリント式のみ。

着火方式による分類

フリントライター

フリントとヤスリをこすり合わせ、発生した火花で燃料のガス、またはオイルに着火させるライター。一般的にフリントライターといった場合には、ガスを燃料とするフリント式ライターのことを指す。

電子ライター

衝撃を与えると高電圧を発生する圧電装置を使い、火花放電で燃料のガスに着火させるライター。注入式ライターなら、燃料を補給するだけで長期間使用できる。

電池ライター

内蔵された電池(ボタン型電池)を使い、火花放電で燃料のガスに着火させるライター。電池は交換ができる。

燃焼方式による分類

プリミキシングライター (Pre-mixing)

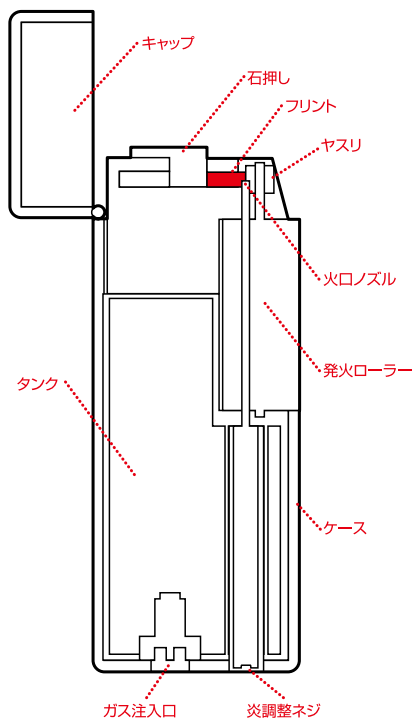
あらかじめ燃焼に適した混合ガスを生成し、燃焼筒内部で完全燃焼させる仕組みのライター。ターボ、フレームレスなどと呼ばれる**内燃ライター**やジェット・バーナーフレーム式ライターのことを指す。日本が世界に先駆けて開発・商品化したもので、高温の炎が得られ、風の影響を受けにくい。

ポストミキシングライター (Post-mixing)

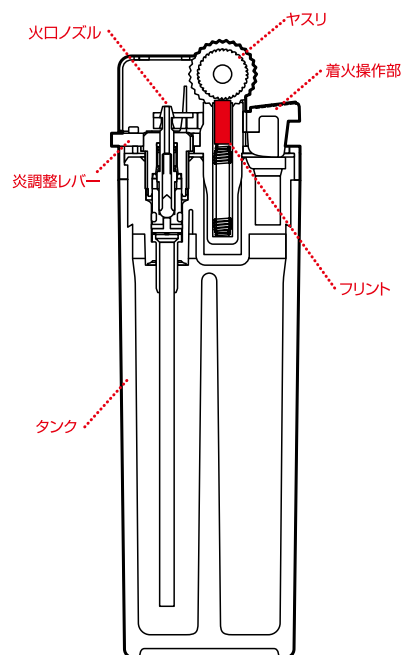
燃焼の時点で空気とガスが混合されるもので、内燃ライターやジェット・バーナーフレーム式ライター以外のガスライターは、この燃焼方式である。

ライターのメカニズムを知る

フリントライター

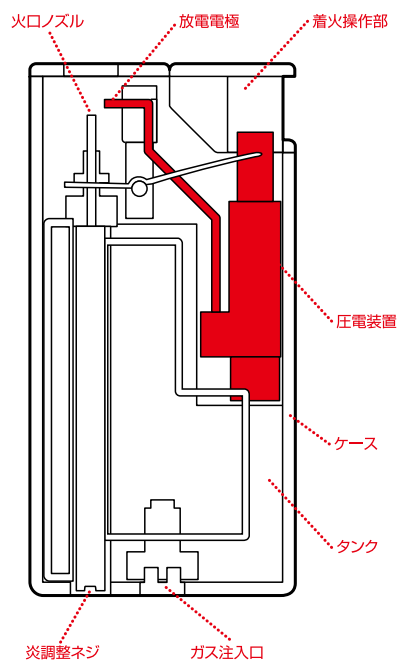


着火方式	フリント式
使用燃料	ガス
交換用品	フリント

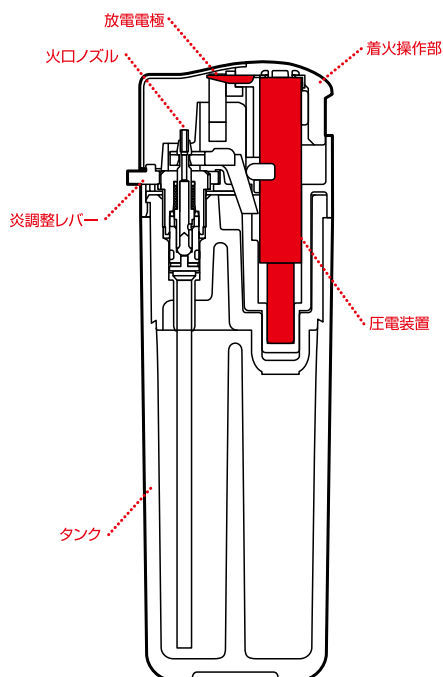


着火方式	フリント式
使用燃料	ガス

電子ライター



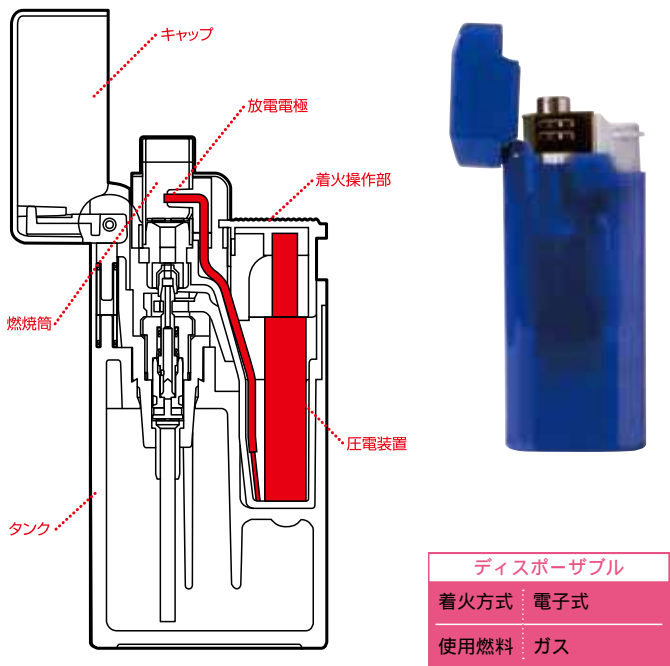
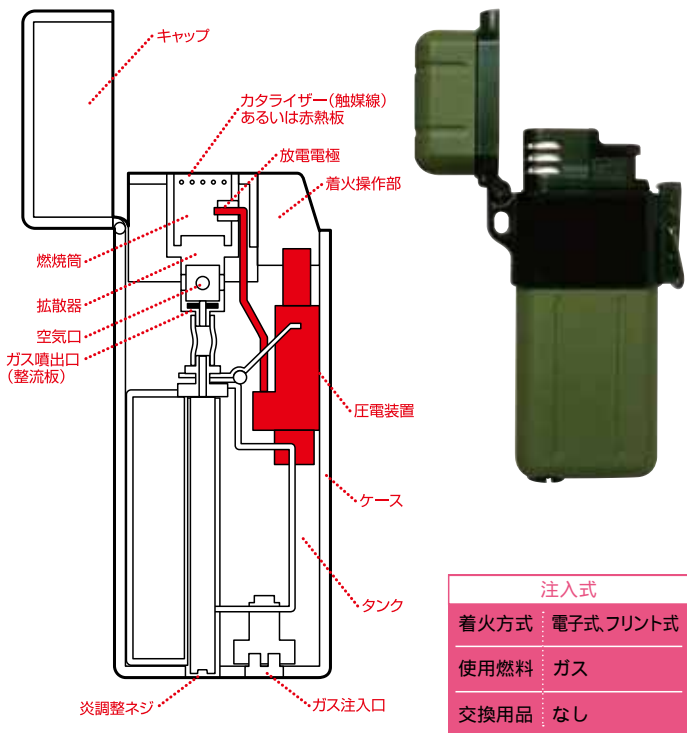
着火方式	電子式
使用燃料	ガス
交換用品	なし



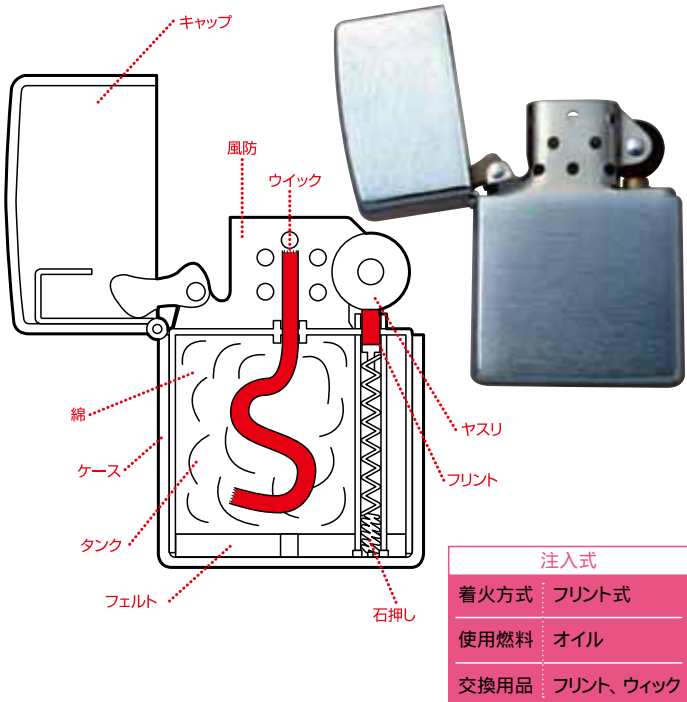
着火方式	電子式
使用燃料	ガス

ここでは各種ライターの構造図とともに、それぞれのライター各部分の名称を紹介しよう。これが一通り頭に入っていると、ライターの話をするのが非常にスムーズになる。また、それぞれの着火方式、使用燃料、交換用品も併記した。これも、ライターを語る上で知っておかなければならないことである。

内燃ライター



オイルライター



■ 圧電素子

圧電体には、古くから水晶・ロッシェル塩などが知られているが、現在、ライター用着火装置として使用されている圧電素子は、起電性・耐久性に優れたチタン酸鉛、ジルコン酸鉛、ニオブ酸マグネシウム酸鉛の三元系電圧磁器である。

■ フリント（発火石）

ライター用のフリントは、鉄と希土類元素の合金である。一般に酸化しやすい金属ほど微粉末にすると発火しやすく、保存に耐えにくい。フリントに使用されている希土類元素（主にセリウム）の金属混合物は、比較的耐食性があり、発火しやすいという性質をもっているが、柔らか過ぎる欠点がある。そこで、これを補うために鉄粉を 30% ほど加え、さらに長期保存できるように、表面をラッカー塗装し、酸化を防止している。



ライターの テクスチャー を知る

ライターの魅力を語る上で、欠かすことのできないのが、外装ケースのテクスチャーである。言い換えれば、消費者が最も気にかけていることのひとつで、質問も多いのではないだろうか。素材・加工方法は多種多様なので、ここでは、その最も基本的なものについてを紹介しよう。

ライターの表面加工の大きな流れ

ライター本体(外装ケース)に使用される主な素材
真鍮(しんちゅう)、アルミニウム、プラスチック、ダイキャスト、銀などがある。

表面の基礎加工

外装ケースの表面を削ったり、溶かしたりして、基礎的なデザイン加工を施す工程。

機械加工(カットなど)

機械を使って外装ケースの表面を削るなどして、色々な模様を作る。代表的なデザインには、ダイヤカット、エンジンタン、ヘアーライン、サテン(なし地)、彫刻、型押し・刻印などがある。

エッチング(腐食)

強酸性のエッチング液に金属を浸し、表面を溶かすことで凸凹のある模様をつける。金属の溶かしたくない部分を耐食性の塗料やシールでマスキングしてエッチング液に浸すと、マスキングしていない部分だけが腐食溶解し、凹型の模様がつく。

表面の装飾加工

基礎加工の済んだ外装ケースの表面に、さらに装飾的な、あるいは耐食性を高める加工を施す工程。

メッキ

錆びやすい金属素材の外装ケースに錆びにくい貴金属を被覆することにより、耐食性(錆・変色の防止)を高めるとともに、美しい表面を作る。メッキの厚さの単位には、ミクロン(1ミクロン=0.001mm)が使われる。数値が大きいほどメッキが厚く、剥げにくくなる。主なメッキ素材は、金、銀、銅、ニッケル、チタンなど。

塗装

外装ケースに塗料、樹脂などを被覆することにより、耐食性を高めるとともに、美しい表面を作る。メッキと目的は同じであっても、表面の性質と色合いは異なる。主な塗装素材は、ラッカー、ビニール系樹脂、エポキシ樹脂など。

アルマイト

アルミニウム製の外装ケースの耐食性、硬化、装飾のための加工。アルミニウム素材への着色には多くの方法があり、染料を用いる化学被膜法や陽極酸化被膜法などがある。

その他

クリスタル加工

外装ケースの表面を0.3~0.4mm程の深さに削り、削った部分にエポキシ樹脂を埋め込んで研磨する。さらに金属部分をメッキすることにより、耐久性に優れた美しい表面を作る。

古美加工

メッキ・塗装後、研磨をかけることにより、使い古した感じの落ちついた色を出す。

ミラー加工

研磨をかけて、鏡のように映り込みのする美しい表面を作る。

シルク印刷

印刷用の版(細かいナイロン系繊維のネット)の一定部分(文字・マークなど)だけに塗料を透過させ印刷したもの。印刷しない部分の版(ネット)は樹脂でマスキングする。

ダイヤカット
P.5

エンジンタン
P.5

ヘアーライン
P.5

サテン(なし地)
P.5

彫刻
P.6

型押し・刻印
P.6

エッチング(腐食)
P.6

金メッキ
P.7

銀メッキ
P.7

銅メッキ
P.7

ニッケルメッキ
P.7

チタンメッキ
P.7

塗装
P.8

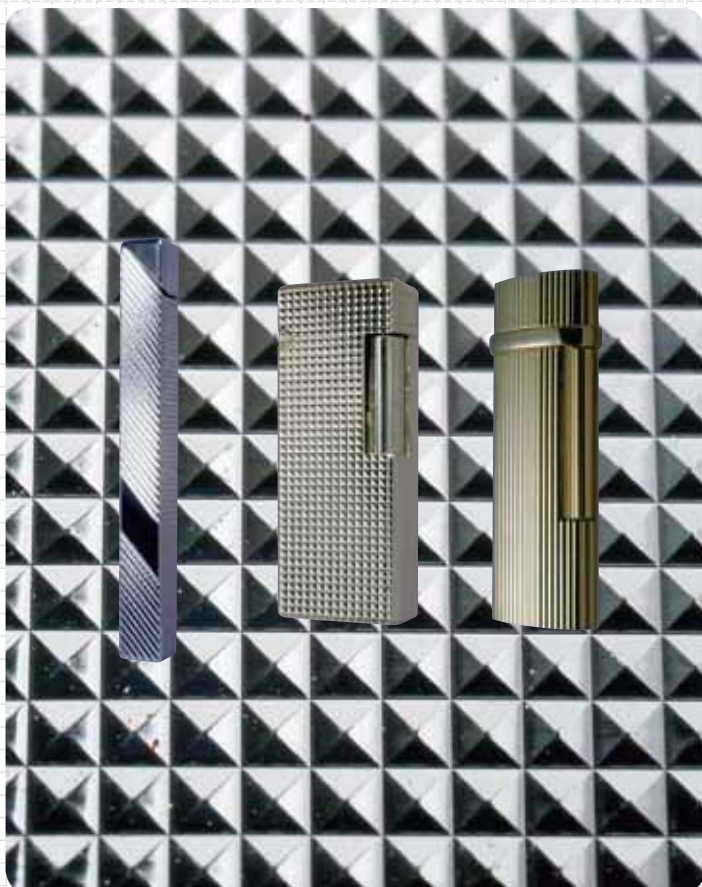
アルマイト
P.8

クリスタル加工
P.9

古美加工
P.9

ミラー加工
P.9

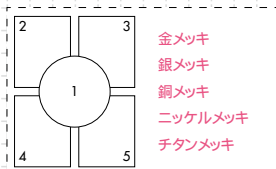
1	2	ダイヤカット エンジンタン ヘアライン サテン(なし地)
3	4	



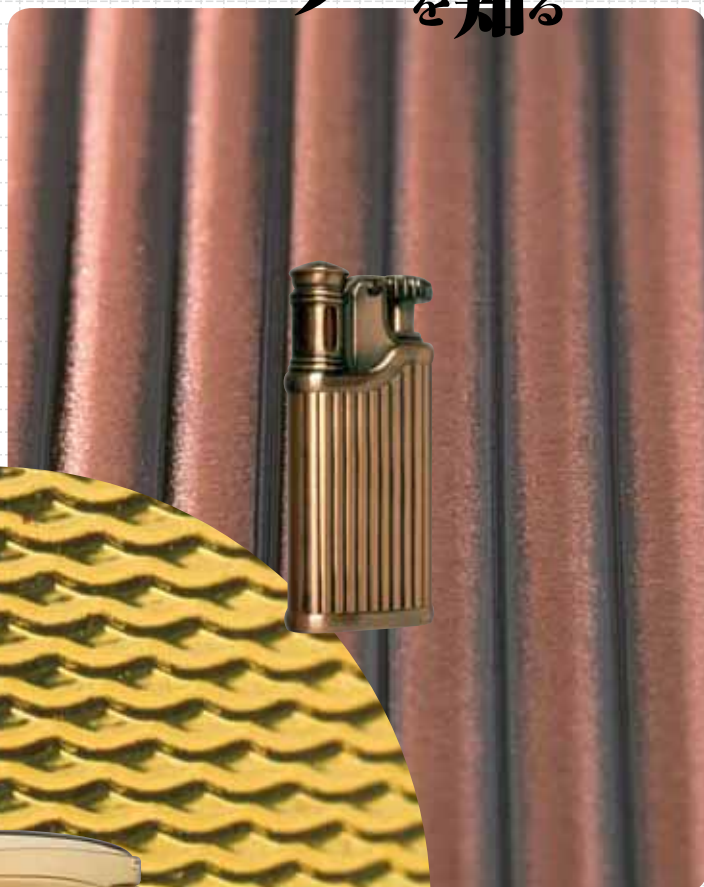
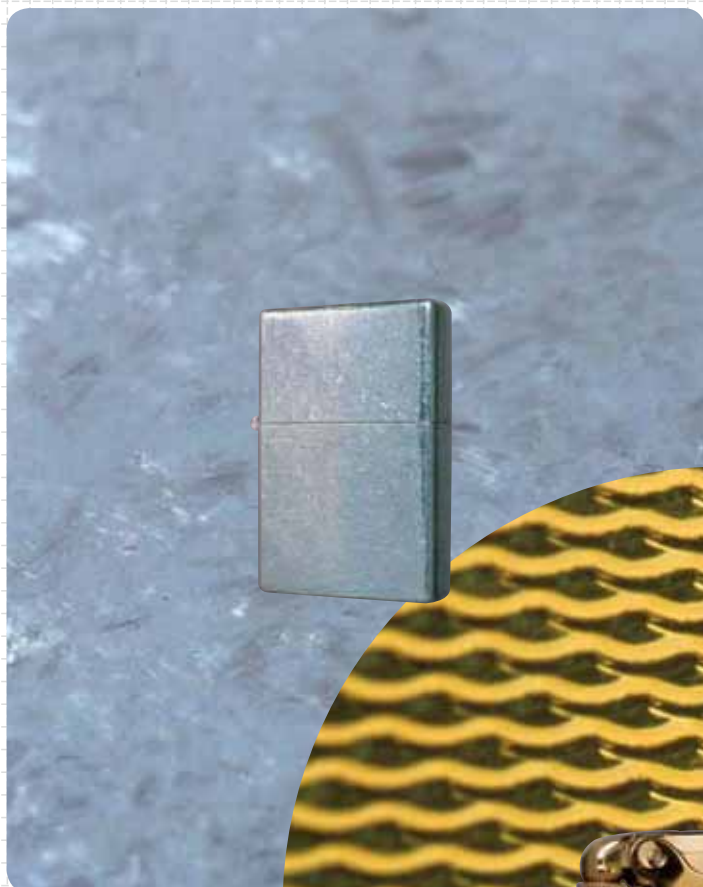
1	
2	
3	

彫刻
型押し・刻印
エッチング(腐食)





ライターの テクスチャー を知る



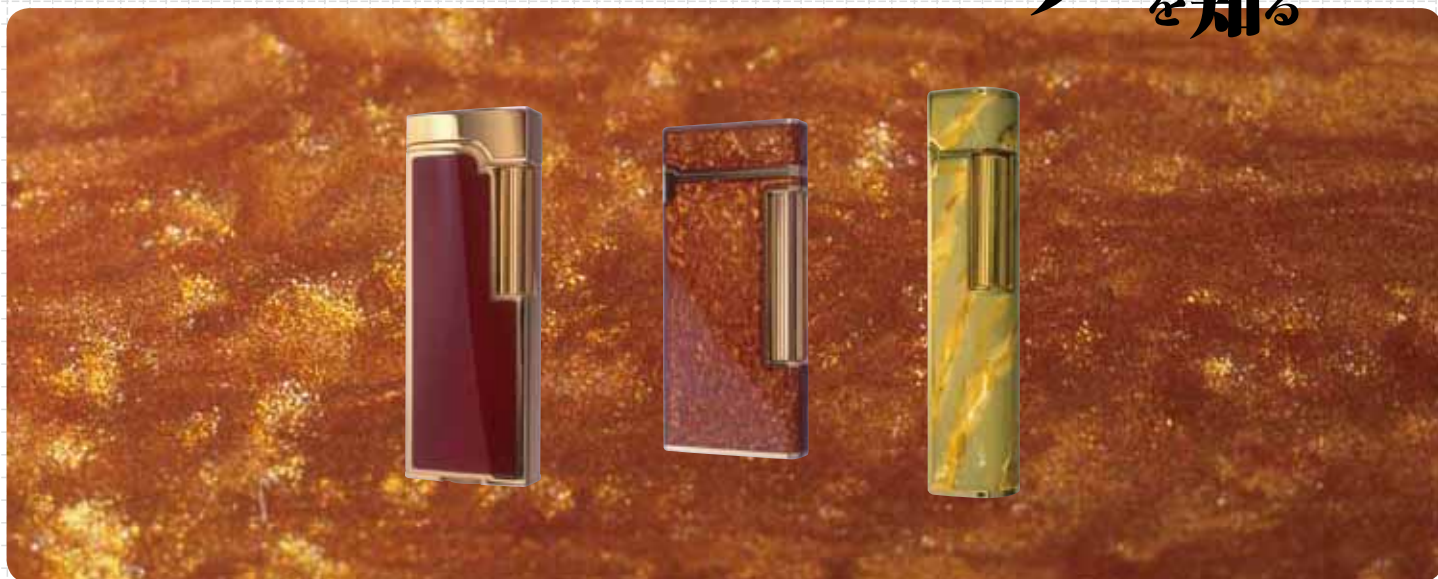
1		塗装
2		アルマイト



1	
2	
3	

クリスタル加工
 古美加工
 ミラー加工

ライターの テクスチャー を知る



ライターをスマートに使いこなす #1

燃料の注入をマスターしよう

注入式ライターを使いこなすには、燃料の注入方法をマスターしておかなければならない。また、消費者に正しく、かつ安全な注入方法を伝えることは、店頭販売員の最低限の義務といえるだろう。

ガス注入の手順

Step 1

ライターに残留ガスがある場合は、なるべく空の状態にしてから、ライターのガス注入口のネジを外す。ネジのないライターの場合は、そのまま Step2 へ。



Step 2

ライターのガス注入口を上に向ける。ガスポンペは差し込む前によく振っておいた方がいい。



Step 3

ライターのガス注入口にポンペのノズルを垂直に差し込み、強く押す。このとき、ポンペのノズルとライターのガス注入口を正確に合わせる。また、ライターによっては、ポンペ付属のアダプター、または専用ポンペを使用することが必要な場合がある。

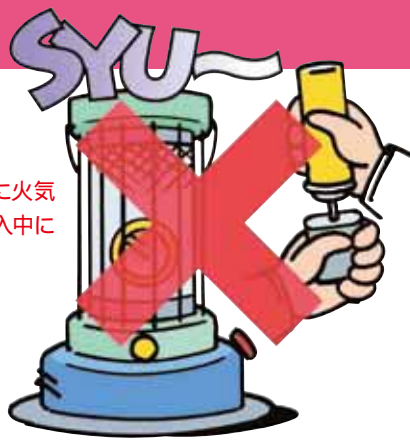


Step 4

注入中に液化ガスが注入口から溢れて（噴き出して）きたら注入を止める（十分にガスが入った状態）。注入されたかどうかの確認方法は、細いドライバーの先などで、ライターのガス注入口の中心の先端を少し押す。ガスが噴出すれば、ガスは注入されている。

■ ガス注入後の注意

- ガス注入直後は、一時的にライター本体の温度が下がり、炎が不安定になったり、着火不良になりがちですが、故障ではありません。数分経過し、ライター本体が常温に戻れば、通常通り着火します。
- ガス注入後は、ライターの注入口などにガスが溜まっている場合があるので、しばらくしてから、顔から離して着火してください。
- 炎調整が適正なことを確かめるか、または、炎調整ネジ（または炎調整レバー）を「-」方向に少し戻してから着火してください。炎調整が必要以上に大きくなっていると危険です。



ライターの燃料は、ガス、オイル共に、絶対に火気の近くでは注入しないでください。また、注入中に誤って着火しないように注意してください。

オイル注入の手順

Step 1

まず、ライターの外装ケースを外す。ライターによっては、オイル注入口がネジ式になっているものもある。この場合は、最初にネジを外す。



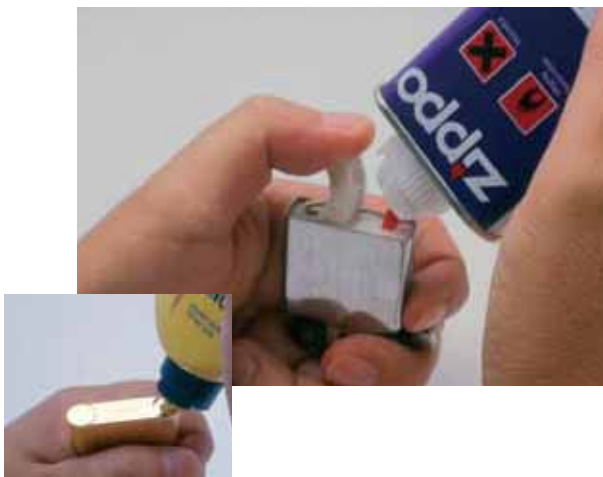
Step 2

オイル缶を立てたままノズルを上に向けておく。次にライターのタンクを逆さに持ち、フェルトがある場合はフェルトをめくる。



Step 3

オイル缶のノズルをタンク内の綿に直接当て、ゆっくりと注入する。オイルが綿の表面に染み出てきたら注入を止める(十分にオイルが入った状態)。過剰な注入はオイル漏れの原因になる。



Step 4

オイルが身体に付着した場合は、速やかに、水で洗い流す(石鹸があればベスト)。

■ オイル注入後の注意

- オイル注入後は、手とライターを乾いた布などで、よく拭いてください。
- ウィックに染みるまで多少時間がかかります。注入後すぐに着火するとウィックだけが燃えてしまう場合があります。

ライターをスマートに使いこなす #2

ガスボンベ・オイルの取り扱い

最も安全に気を遣わなくてはならないのが、燃料となるガスボンベ、およびオイルの取り扱いである。これらを取り扱う上で注意すべきポイントを以下に紹介するので、安全のために是非とも目を通して欲しい。

■ライター用ガスについて

ガスライターに使用されるガスは、ブタンガスを主成分とした高压ガスだ。空気よりも重いいため、室内で大量に放出すると危険な場合がある。



■ライター用オイルについて

オイルライター用のオイルは、石油またはナフサのようなヘキサン系の蒸発性燃料である。



故障を避けるためにもメーカーが推奨するガス・オイルを使用して下さい。

ライター用燃料の取り扱い上の注意

■販売に関する注意・お願い(ガスボンベ)

若者の間で、ガスボンベやヘアスプレーなどのガス吸引による事故が発生し、問題となっています。

ガスを過剰に吸引すると、酸欠のため窒息死することがあります。業界では、このような「吸引事故」をなくすため諸策を講じていますが、販売店の皆様も販売に際し、下記のご注意をお願いします。未成年者への販売にはご注意ください。

買い方に明らかに異常のある(毎日買い求める、毎回大量に購入するなど)消費者がいましたらご注意ください。



■保管に関する注意(ガス・オイル共通)

子どもの手の届かない所に必ずキャップをして保管してください。

直射日光を避け、温度 40℃ 以上になるところには保管しないでください。

消防法や火災予防条例により、所轄の消防署長への届け出が必要となる場合があります。

■輸送に関する注意(ガス・オイル共通)

ライター用ガスボンベ、及びオイルは、郵便法の第 14 条で「郵便禁制品」に指定されているため、郵便物として送ることはできません。

ライターをスマートに使いこなす #3

炎をコントロールする

炎を意味もなく大きくしていると、燃料の無駄になるし、何より危険である。逆に小さすぎても使いづらい。ここでは、炎を適正な高さに調整するためのポイントを紹介しよう。



■ ガスライターの場合

- 炎の高さ(ガス量)は、炎調整ネジ(または炎調整レバー)で調整可能だ。[+]方向に回すと炎は高くなり、[-]方向に回すと低くなる。
- 炎調整ネジには、必要以上にガスが出ないよう(炎が高ならないよう)にストッパー装置がついている。炎調整ネジが止まった位置からは、それ以上無理に回さないように。
- 炎調整ネジは、適正な位置で維持するように。ガスが減り、炎が小さくなってきたときには、なるべく、炎調整をする(炎を高くする)よりも、ガスを補充するように心掛けたい。
- 電子ライター、内燃ライターの着火動作は、ゆっくり行ったほうが確実に着火する。
- フリントライター、電子ライターの適正な炎の高さは、2 ~ 3 cm。
- ディスパーザブルライターの場合には、あらかじめ適正な炎の高さに調整され、炎調整レバーのない「非調整式」のライターもある。



炎調整ネジの位置は、ライターによって異なる。左はライターの底にあり、右は上にある。ディスパーザブルの場合には、側面にあることが多い。

■ 内燃ライターの場合

- 内燃ライターは、ガスのエネルギーを効率よく熱変換させるため、ガスを完全燃焼させている。完全燃焼している青白い炎は、高温で、太陽の下や明るい場所では見えにくいので、注意が必要だ。
- ほとんどの内燃ライターには、赤熱板またはカタライザー(触媒線)が燃焼筒の先端につけられている。ガスが燃焼している(炎が出ている)ときは、この部分が赤熱するので、着火が確認できる。カタライザー付きのものは、風で炎が吹き消えても再着火する。
- 炎調整は、この赤熱板、カタライザーの赤熱状態により、右の写真を参考に調整しよう。
- 赤熱板、カタライザーに触ったり、ドライバーなどでいじることは絶対にしないように。また、タバコを着火する際に、この部分にタバコを押しつけないこと。



ガス量が適正な場合

目に見える炎の高さは、5 ~ 10 mm。



ガス量が多すぎる場合

目に見える炎の高さは、10 mm以上。



■ オイルライターの場合

- ウィックが燃えて短くなったときは、ピンセットや毛抜きなどで引き出して、必要な長さに調整することができる。
- 必要以上にウィックを長くすると、炎が高くなり危険。
- ウィックの先端が焼け焦げてススだらけになっていると、着火しにくく、着火しても炎が小さい場合がある。この場合、ウィックの先端(5 mmほど)を十分引き出し、ハサミで切るといい。



ウィックを長くしすぎると危険なので注意しよう。

ライターをスマートに使いこなす #4

メンテナンスのポイント



愛着のあるライターを長く手元に置きたいとは、誰もが思うことだろう。だからこそメンテナンスが必要だ。さらに定期的なメンテナンスは、いざというとき使用できないことを防いだり、故障防止にもつながっていく。

■ フリントライターの場合(ガス・オイル共通)

- 右の写真のようにライターによってフリント挿入口の位置は様々。オイルライターの場合には、外装ケースを外してから、フリントを交換するものもある。つまり、それぞれのライターのフリント挿入口を確認しておくことが肝心だ。
- フリントは無くなる少し前に交換する。その際は必ず、薄くなった古いフリントを取り出してから、新しいフリントを入れること。
- 必ず、ライターに合った長さ、太さのフリントを使うこと。
- ヤスリの目と火口ノズルに溜まったフリントの粉をブラシなどで時々掃除することも忘れないように。



左がガスライター、右がオイルライターの掃除のポイント。



右下がオイルライターで、あとはすべてガスライター。

■ 電子ライター・内燃ライターの場合

- ゴミは電子ライター、内燃ライターにとって大敵。着火操作部にゴミが詰まると作動不良の原因になり、火口ノズルに詰まるとガスが出なくなる。また、放電電極にゴミが付着するとスパークしにくくなる。
- 落としたり、ショックを与えないように。部品移動などによって作動不良の原因になる場合がある。
- 電子ライターの場合は、火口ノズルと放電電極の間隔はミリ単位の調整がなされているので、ブラシなどで火口ノズルを掃除するときには、放電電極に触れないよう注意すること。



左が電子ライター、右が内燃ライターの火口ノズル。

■ オイルライターの場合

- ウィック交換の手順は、まず外装ケースを外し、中の綿をすべて出し、古いウィックを引き抜く。そして上から新しいウィックを差し込んでいく。この方がウィックが入りやすい。
- ウィックの先端が焼け焦げてススだらけになっていたら、5mmほど引き出してハサミで切る。
- 外装ケースからタンクを引き抜くとき、「ジャリッ」という音がするときがある。これは、ケースとタンクの摩擦で生じる金属粉やホコリなどが原因。乾いた布できれいにぬぐい取っておくこと。
- キャップの開閉をよりスムーズにするために、ヒンジの部分に溜まったホコリやススの掃除もしておこう。



ウィックの交換は、まず、中の綿をすべて出してから、写真のように上からウィックを差し込む。

ライターをスマートに使いこなす #5

こんなときは……故障ではない

ディスポーザブルライター(使い捨てライター)が広く普及していることもあり、ガス・オイルの注入やフリント交換などの経験が少なく、ライターの仕組み・構造をよく知らない人が意外に多い。「着火しない」=「故障」と、すぐに判断してしまうケースも少なくない。以下のような場合、故障ではないことがあるので、修理に出す前に確認してみよう。

こんなとき	確認するポイント	対応のしかた
火が着かない。	ガスライターの場合	
	●ガスは入っていますか？ 細いドライバーの先などで、ガス注入口のパレブの先端を押してみてください。ガスが噴出しなければ、ガス切れです。	ガスを注入します。
	●ガス注入直後ではありませんか？	ライターが冷えているので、数分待ち、ライターが常温に戻ってから着火します。
	●炎調整ネジ(または炎調整レバー)が[-]方向いっぱいになっていませんか？	炎調整ネジ(または炎調整レバー)を適正な位置に調整します。
	オイルライターの場合	
	●オイルは入っていますか？ タンク内の綿にオイルが染み付いていますか。乾いているようであれば、オイル切れです。	オイルを注入します。
	●ウィックの先端が焼け焦げて、ススだらけになっていませんか？	ウィックの先端(5mmほど)をハサミで切ります。
炎が急に小さくなった。	(フリント使用のとき)	
	●フリントは入っていますか？	そのライターに合ったフリントを入れます。
	●フリントが無くなりかけて(薄くなって)いませんか？	
	●そのライターに合ったフリントが入っていますか？	
炎が安定しない。	●ヤスリ部分が摩耗したり、目詰まりしていませんか？	ヤスリ部分をブラシなどで掃除します。摩耗がひどい場合には交換が必要です。
	●ガスまたはオイルの残量は十分ですか？	ガスまたはオイルを注入する。
	●ガス注入直後ではありませんか？	ライターが冷えているので、数分待ち、ライターが常温に戻ってから着火します。
炎が安定しない。	●スキー場など、通常とは異なる場所でライターを使用していませんか？	気温の低い場所や高地などでは炎が不安定になります。



ライターをスマートに使いこなす #6

必ず読んで欲しい安全の話

ライターの使用には、ガスやオイルの燃料が不可欠で、それだけに消費者の安全には、十分な気遣いが必要となる。ここでは、注入式ライターとディスポーザブルライターそれぞれの、業界の安全対策、製造物責任(PL)への対応など、現在行われていることを紹介する。

注入式ガスライターの安全について

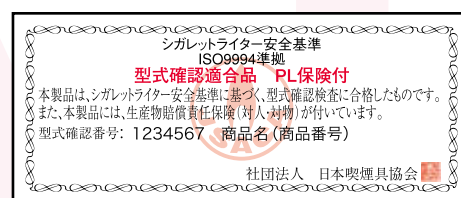
社団法人 日本喫煙具協会では、消費者の方々を万が一の危険から守ることを目的として、1982年より、国際安全基準 ISO9994 に準拠した『シガレットライター安全基準』を制定。この基準に基づいた型式確認検査を実施し、製造物責任(PL)への対応を行ってきています。

この型式確認検査は、会員が製造・販売する注入式ガスライターを対象に、安全上必要と考えられる項目全般について検査するもので、公的検査機関に検査委託し、合格したものは本会に型式登録され、型式確認証明書が交付されます。

主な検査項目

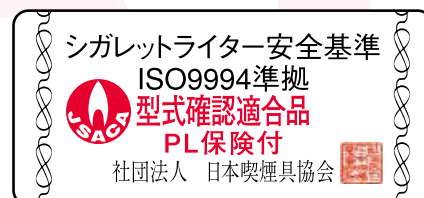
炎の高さテスト	炎の高さが安全な範囲に調整できること
炎の消火テスト	炎が完全に消火すること
落下テスト	1.5m の高さから3 回落下させてもガス漏れなどがないこと
温度テスト	65 の温度環境に4 時間置いてもガス漏れなどがないこと
燃焼テスト	部品が燃えたり変形しないこと
圧力テスト	55 における蒸気圧の2 倍の内部圧に耐えられること

そして、1995 年からは、型式確認検査合格品(安全基準適合品)に対して、「適合品カード」及び「適合品シール」を発行しています。この適合品カード・シールは、製品出荷時に、個装箱に封入、またはディスプレイ等に貼付されていますので、安全基準に適合し、生産物賠償責任保険の付保された製品の目印として、是非確認してください。



適合品カード

個装箱に封入されています。



適合品シール

ディスプレイに貼付されています。



適合品シール

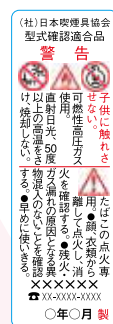
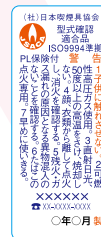
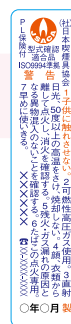
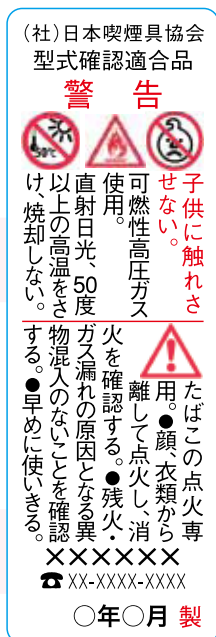
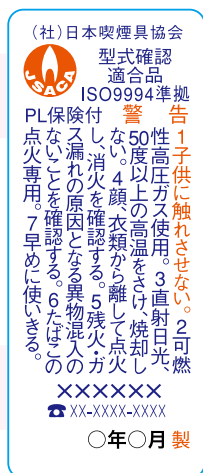
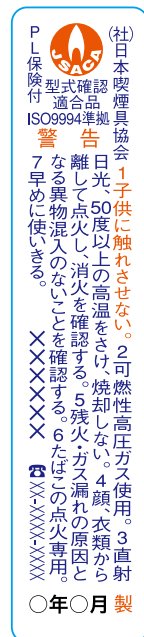
取扱説明書や製品に貼付されています。また、取扱説明書等にあらかじめ印刷されている場合もあります。

ディスポーザブルライターの安全について

2005 年より、左記の型式確認検査の適用範囲を広げ、ディスポーザブルライターも対象とし、検査に合格したディスポーザブルライターに対して、「型式確認適合品ラベル」を発行しています。

このラベルは製品個々に貼付されますので、安全基準(国際安全基準 ISO9994 準拠)に適合し、対人・対物の生産物賠償責任保険(PL 保険)の付保された製品の目印となります。

また、ラベル貼付製品については、定期的に試買テストを行い、流通段階においても安全基準に則した安全性を保っていることを確認します。



原寸サイズ

型式確認適合品ラベル

1. 子供に触れさせない。	子供の火遊びによる火災の原因になります。
2. 可燃性高圧ガス使用。	忘れがちですが、ライターには可燃性の高圧ガスが入っています。夏の暑い時期には自動車内(駐車中)でも 50 度以上の高温になることがありますので、注意が必要です。不要なライターはガスをきちんと抜いてから廃棄して下さい。
3. 直射日光、50 度以上の高温をさけ、焼却しない。	
4. 顔、衣類から離して点火し、消火を確認する。	顔から離して点火し、それから口元のたばこに近づけて着火するという習慣づけが必要です。使用後は必ず火が消えていることを確認して下さい。まれに糸くずや砂利等が操作部に挟まり、わずかに炎が残っていることがありますので、注意が必要です。
5. 残火・ガス漏れの原因となる異物混入のないことを確認する。	
6. たばこの点火専用。	ライターは「たばこの点火専用」として、設計・製造されています。
7. 早めに使いきる。	使用部材の経年変化により、着火不良を起こすことがあります。

ラベルに記載されている注意書(警告)は非常に重要です。
これらの注意事項を守れば、ほとんどの事故は避けることができます。

「型式確認適合品ラベル」とは別に、製品安全協会が定めた“携帯用簡易ガスライターの認定基準”の検査に合格し、「SG ラベル」が貼付された製品もあります。このラベルの付いた製品には、製品安全協会が契約している対人賠償責任保険が付保されますが、メーカーによって対物保険も併せて付保されています。





Q
uestion
↓
A
nswer

気温や気圧によって、ガスライターの着火率が変化することはありますか？

- 使用環境温度が低い場合(5℃以下)では、ガスタンク内部のガス圧力が低下し、燃焼部分に十分なガスが供給されないため、炎が低くなり、着火率は低くなります。
- 気圧が下がると、外気温も下がるため、炎が低くなり、着火率は低くなります。

着火 Q&A

Q
uestion
↓
A
nswer

内燃ライターで連続着火すると、ライター本体が熱くなるのは？

- 内燃ライターは風の影響を受けないよう、本体内部の燃焼筒でガスを燃焼させています。従って、ライター内部には燃焼時間とともに燃焼熱が蓄積され、熱伝導によってライター本体が熱くなることがあります。



それではまず最初に、消費者からの質問が最も多いと思われる、ライターの「着火」と「炎」についての疑問にお答えしよう。



Q
uestion
↓
A
nswer

内燃ライターでタバコに火を着けるときは、火口からどのくらい離せば良いですか？

- カタライザー(触媒線)あるいは赤熱板の上部から2～3cm程度上の位置が良いと思われます。あまり近づけてカタライザーなどにタバコが触れると、故障の原因になり、あまり離すと、十分な火力が得られません。



ガスライターで、炎が高くなったり、低くなったり、ぶれたり、不安定になる原因は？

- ガスタンク内のガスが無くなりかけている場合です。
- 燃焼機構内部(拡散器、整流板の穴など) にゴミが付着し、詰まりかけている場合もあります。



炎調整の表示方法は統一されていますか？

- 多くのライターは、下の写真のように[+ ・ -] で表示しています。



ライターの種類(フリントライター、電子ライター、内燃ライター)によって、炎の温度は違いますか？

- 炎の温度はライターの種類によって異なります。タバコの着火に必要な温度は 800 前後です。フリントライターや電子ライターは火口ノズルから出たガスが空気と混合して燃焼し、その炎の温度は、約 800 ~ 1000 。一方、内燃ライターは燃焼筒内部であらかじめ空気と混合したガスを燃やすため、温度は高く、約 1200 ~ 1400 になります。



内燃ライターの炎の色が違うときがあるのは？

- 内燃ライターを着火し、その炎が風で吹き消された後、カタライザー(触媒線) の触媒反応で再着火したとき、色が違って見えることがあります。

故障に関するQ&A

Q
uestion

ライターを落としてしまったあと、着火しにくくなる
ことがあります。それはなぜですか？

A
nswer

- ライターは精密な部品をたくさん
使用していることが多く、本来、
丁寧な扱い方が必要です。落下
の衝撃で部品のズレや変形が生
じると、着火しにくくなる場合
があります。



Q
uestion

ガス漏れが起こる原因と、起きてしまった
ときの注意点は？

A
nswer

- ガスタンク、あるいはガス注入口のパッ
キンの破損が原因です。破損する要因
としては、ライターに落下などの衝撃
が加わった場合が考えられます。シュー
と音がするガス漏れが生じている場合
には、決して着火させないようにして
ください。



「故障」や「保管」に関する重要な疑問に加え、「素材」や「価格」に
ついての素朴な疑問まで。

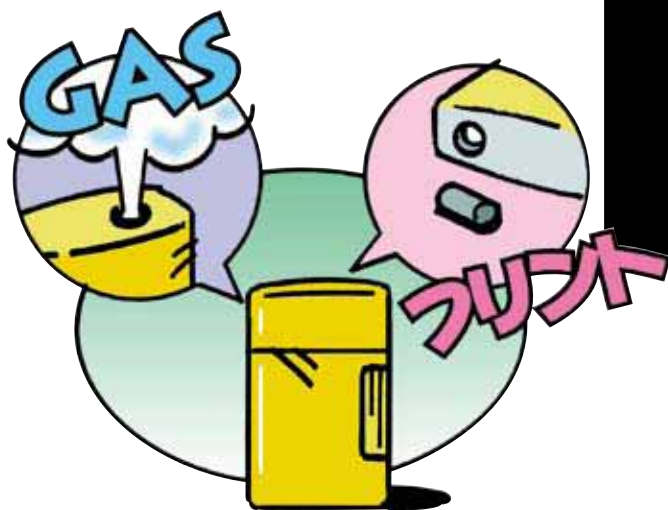
保管に関するQ&A

Q
uestion

保管する場合の注意点は？

A
nswer

- フリントライターの場合、フリント
を入れたまま長期間使用せずに放
置しておくと、フリントが風化して、
ヤスリに付着して固まったり、フリ
ントの風化による膨張で部品が破
損したりします。
- 長期間使用しないで保管する場合
には、ガスを抜き、フリントを取り
外しておく必要があります。
- 子供の手が届かないところに保管
してください。また、直射日光を避
け、温度 50℃ 以上になるところに
は保管しないでください。



素材に関するQ&A

Q

純銀、スターリングシルバー、コインシルバーなど、同じ銀でも表示が違うのは？

A

- 純度 100 % のものを純銀と表示します。それ以外は銅などとの合金で、銀が 92.5 % 以上をスターリングシルバー、90 % 以上をコインシルバーと表示します。

Which?

SILVER 100%



Q

銀製と表示されているライターは、全部銀でできているのですか？

A

- 銀製と表示されているものでも、全部が銀でできているとは限りません。通常は、外装ケースが銀で、タンクなどの部品は別の素材でできています。



Q

銀製品の黒ずみをとる方法は？

A

- 柔らかい布で乾拭きしてください。
- 黒ずみがひどい場合は、市販の銀磨き剤を柔らかい布につけて拭いたあと、乾拭きしてください。

価格に関するQ&A

Q

同ブランド、同型で価格に差があるのはなぜ？

A

- メッキの厚さや、柄加工などの表面処理の違いです(クリスタル加工など、手間のかかる工程を要する柄加工ほど高価格になります)。



ライター
Q
&
A
nswer

2

PART



Q
uestion

ライターの種類(フリントライター、電子ライター、内燃ライター)によって、ガスの消費量に違いはありますか？

A
nswer

- 構造的にはガスの消費量に違いはありません。しかし、内燃ライターの場合、炎の高さが確認しにくいことから、つい必要以上のガス量で使用してしまうことが多く、消費量が多いように思われるかもしれません。



Q
uestion

ガスボンベやガスライターのタンクの中に入っている液体は、オイルとは違うのですか？

A
nswer

- ガスライターに使用されるガスは、ブタンガスを主成分とした可燃性の液化石油ガスで、ガスボンベやガスライターのタンクの中では液化して貯蔵されています。この液化ガスが空気中に放出されると気体の可燃性ガスになります。



Q
uestion

ガスボンベの使用期限はありますか？

A
nswer

- ガスボンベには厳密な使用期限はありませんが、金属部分・ゴム部分・スプリングなどの耐久性の問題がありますので、保管には気を遣い、なるべく早く使い切るようにしてください。

最後にガス、オイルなどの燃料や、フリントなどの補充品に関する疑問にもお答えしよう。



ガスが注入されたのかどうかの確認方法は？



- 細いドライバーの先などで、ライターのガス注入口の中心の先端を少し押し、ガスが噴出すれば、ガスは注入されています。



ライター

Question & Answer

3 PART



専用ガスボンベを使用しないと問題がありますか？



- 専用ガスボンベは、そのライターのガス注入口に合わせた構造で作られています。専用ガスボンベでないとガスが入らないライターや、ガスがスムーズに入らない場合があるので、専用ガスボンベが市販されている場合にはこれを使用してください。



メーカーによって、フリントの硬さが違うのはなぜですか？



- フリントはヤスリと密接な関係があります。専用のフリントが市販されている場合は、ヤスリとの相性などを考慮して、硬さ・太さ・長さなど、他のものとの違いがあったりするので、専用のものを使用してください。

フリントの硬さが違うのは
Why?



OK!



注入式の電子ライターにはフリントは必要ないのですか？

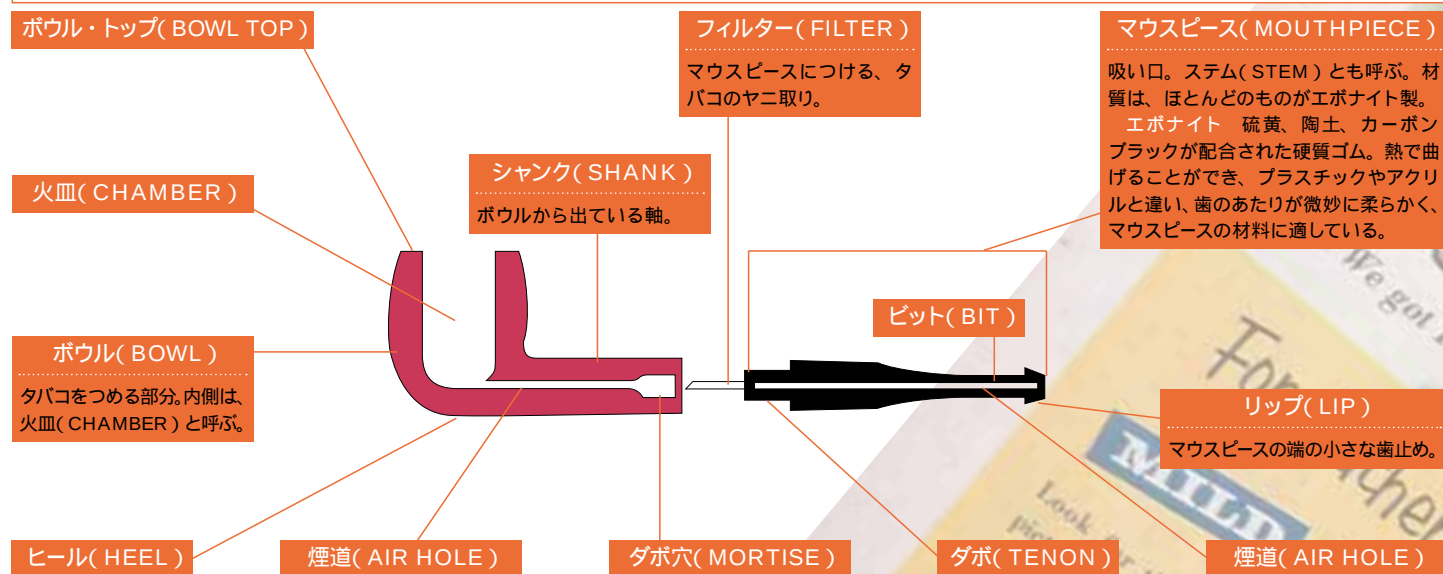


- 必要ありません。ガスを補給するだけで、長期間使用できます。

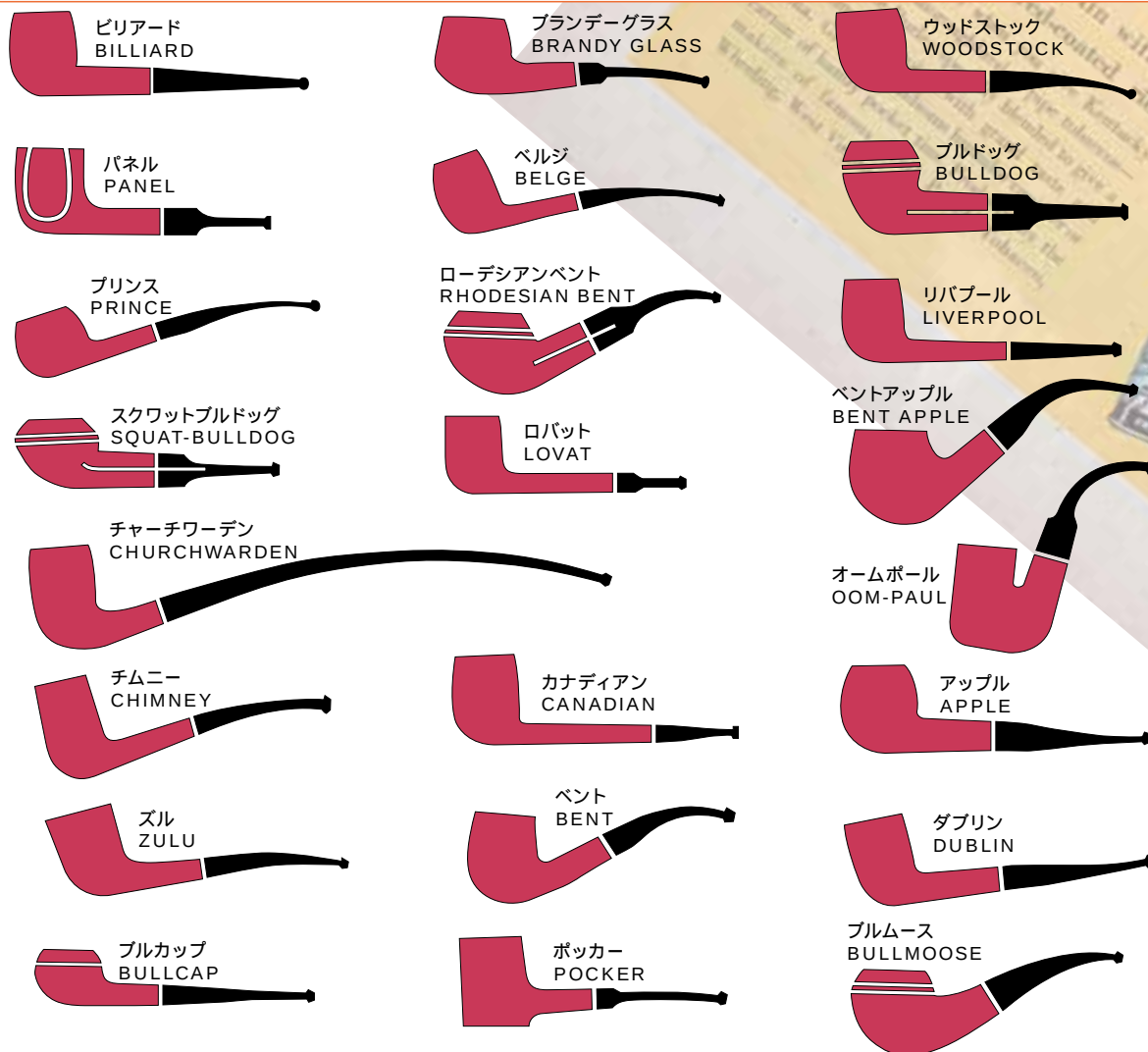
How to Pipe

パイプの基礎知識

■ パイプの各部分の名称



■ パイプの基本的なクラシックシェーブ



● 店頭でのパイプディスプレイは、向かって右側にマウスピースがくるように揃えると、配列したパイプ全体がきれいにまとって見える。

■ パイプの種類(素材による分類)

ブライヤーパイプ

ボウル及びシャンク部分がブライヤーで作られた、最も一般的なパイプ。

ブライヤー(Briar) ギリシャ、コルシカなど地中海沿岸に自生するツツジ科の木「ブライヤー」(学名: エリカ・アルボレア) の根こぶ。厳しい荒地に生息するため、パイプ素材になるまでに地中で 40 ~ 50 年の歳月を要す。繊細なグレイン(木目) が特長。

クレイパイプ

素焼きのパイプ。他に、素焼きの割れやすいという欠点を補った、セラミックス製のパイプもある。

メシャムパイプ

海泡石を素材とし、使い込むうちに乳白色から茶褐色に変色していく。細工のしやすい素材であり、人物の顔や動物などの細かい彫刻が施されたものが多い。

海泡石 メシャム(Meerschaum) 主にトルコで産出される、多孔質で軽く、柔らかい鉱物。その形成には、アンモナイトが堆積してきたなど諸説ある。

コーンパイプ

トウモロコシの穂軸を圧縮して作られたパイプで、価格も安く気軽に扱え、初心者にも愛好されている。長い使用には向いていない。

水パイプ

吸い口のついた容器(主にガラス製) に水などを入れて使う。タバコの煙はいったん水の中に入るため、ヤニ取りと冷却効果が得られる。この方式を取り入れた使い捨てホルダーもある。

■ パイプアクセサリー



タンパー

ボウルにタバコをつめたり、喫煙中にタバコを上から押さえるもの。



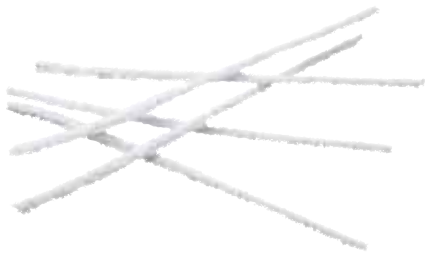
コンパニオン

タンパーにピック(煙道を掃除したり、吸い残しを掻き出すのに使うもの) などの機能がついたもの。



カーボンカッター(パイプリーマー)

ボウルの内壁につき過ぎたカーボンを削り取る道具。



モールクリーナー

パイプの煙道を掃除するためのもの。



パイプポーチ

パイプを持ち歩くときに、パイプと一緒にパイプタバコやコンパニオンなどを入れるケース。



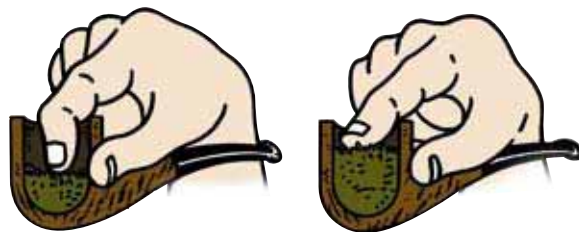
タバコジャー

パイプタバコを最適な状態に保管するための容器。

■パイプの吸い方

Step 1 : まずはタバコを詰めることから

喫煙に最適な通気具合になるように、よく揉みほぐしたタバコを3～4回に分け、ボウル容量の80%を目安に詰める。最初は柔らかく、段々とかたく詰めていくのがコツ。かたく詰め過ぎると火が立ち消えたり、柔らか過ぎると喫味を損なう原因となる。



Step 2 : スモーキング前のウォーミングアップ

マッチまたはガスライターで、タバコ表面全体にまんべんなく着火する。2～3服するとタバコが盛り上がってくるので、タンパーで軽く押さえて火を落ち着かせる。炭化したタバコが表面全体を覆うよう、タンパーで軽く押さえて準備完了。あらためてタバコ表面にまんべんなく着火する。



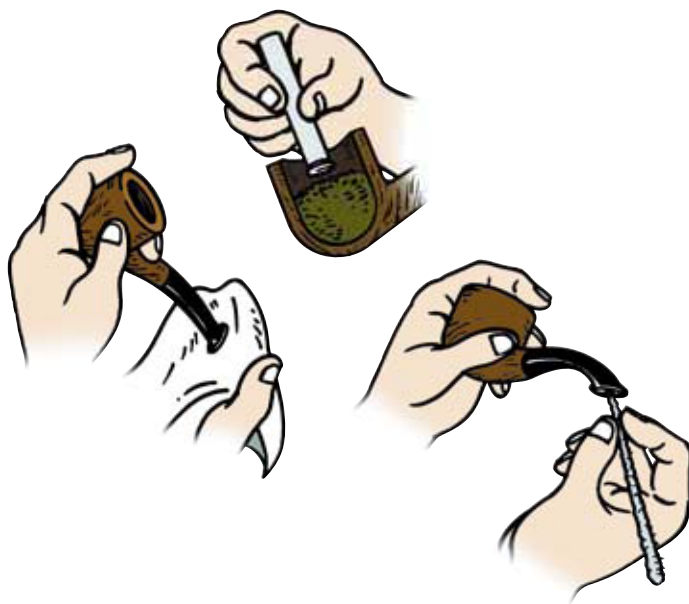
Step 3 : ゆったりスモーキング

パイプを通してゆっくり優しく、吸うと吹くを繰り返す。火の立ち消えを恐れての強い喫煙は口内を刺激し、タバコの片燃えを招き、またボウルの内壁を焦がす致命傷になりかねない。「火が消えたら、また着ければいい」という大らかな気持ちが必要だ。火が消えたときは表面の灰を落とし、タンパーで平らにした後、再度着火する。

タンパーを使い、通気を調節する。吸いながらこの作業をすることがコツで、吸わないときでも息を吹き込むようにして火種の維持を心掛ける。

喫煙を不快にする水分の除去は、マウスピースを下に向けて軽く振るか、煙道をモールクリーナーで掃除する。

タバコを最後まで吸い尽くすことで、均一なカーボンの付着が可能になる。



Step 4 : セルフ・メンテナンス

喫煙終了後にパイプのケアを欠かさないことは、次回のスモーキングでのタバコの喫味を損なわないだけでなく、パイプを長持ちさせるためにも有効。

温かいうちにマウスピースを外すと、ダボ部を破損する恐れがあるので、完全に冷めたことを確認した後、溜まった灰を除去する。また、モールクリーナーで十分にヤニや水分を掃除する。

カーボンの厚みを一定に維持するようにする。カーボンはボウルを火熱から保護し、タバコから出る水分を吸収することで喫味をマイルドにする。しかし、厚すぎる場合、ボウルにひび割れを生じさせることがあるため、リーマーで成形する必要がある。厚みは、1.5～2mm位が適当。パイプについた手垢などをポリッシュクロスで完全に拭き、十分に乾燥させた後、パイプスタンドに立て掛けるか、パイプポーチに入れて保管する。



How to Cigar

シガーの基礎知識

■シガーの吸い方

Step 1 :シガーの第一歩はカットから

シガーを吸うためには、まず吸い口を作らねばならない。そこで、シガーカッターでカッティングする。カット形状はフラットカット、Vカット、パンチカットの3種類。この切断面の大きさによって、吸い込んだときの煙の量も変わってくる。



フラットカット

切断面の大きい最もポピュラーなカット。葉巻のヘッド(吸い口部)の丸みを少し残してカットした方が、口当たりがよい。



Vカット

切断面が大きい割に口を大きく開けずに吸うことができるので、女性向きといえる。別名キャッツアイカットともいう。



パンチカット

切断面が小さく、ヘッドの口当たりが非常にいい。あまり深く開けず、ラッパーだけを切り取るように開けるのがコツ。

Step 2 :シガーに着火する

なるべく太い炎で、フット(火を点火する先端部分)を回しながらまんべんなく黒く焦がす。シガーの場合、匂いが移ってしまうのでオイルライターは使わず、ガスライター、またはシガーマッチを使う。炭化したフットを回しながら、遠火で火を着ける。



Step 3 :シガーを美味しく吸うコツ

フット全体に平均して火が着いたら、ゆっくりと吸う。肺まで吸い込まない口腔喫煙は、慣れないと難しいかもしれないが、コツは、ストローでジュースを吸うように頬で吸い込むようにする。口に含んだ煙は、吐き出さなくても、口を開けるだけで立ち上っていく。

シガーの灰は、ラジエーターのようにシガーの温度が高くなり過ぎないような役割を果たしているの、すぐに落とさず、落ちるに任せるようにする。一般的にシガーの灰は3cmほどになったら、灰皿で軽くトントンと振動を与えればコロコロと落ちる。

途中で火を消すときには、灰皿にそのまま置いておくだけでいい。火を消す前に一度吹いて、シガーの中の煙を出しておくといい。こうすると再度着火するときも美味しく楽しめる。



■その他のシガーアクセサリ



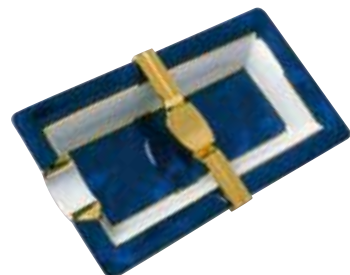
ヒュミドール

シガーラッパーを傷つけず、適切な温度・湿度で保管するための容器。ちなみにシガーを保管する適切な温度は18℃、湿度は72%。



シガーケース

シガーを携帯するためのケース。シガーの大きさに合わせ、様々なサイズがある。



シガー専用灰皿

着火したフットが直接灰皿に触れないように、写真のように支えのあるものや、細長い窪みのあるものなどがある。

How to Accessory

シガレットアクセサリーの基礎知識

■シガレットホルダー



カートリッジ式ホルダー

ホルダーの中にヤニ取り機能を持ったカートリッジを入れて喫煙する。ヤニが溜まったら、新しいカートリッジと交換。



ふき取り式ホルダー

「ヤニ止め」と呼ばれるアルミニウムなどでできたヤニ取り機能を持ったもの。喫煙するうちについたヤニは、紙などで拭き取る。



使い捨てホルダー(ミニパイプ)

ボディと吸い口が一体になった、ヤニ取り機能を持つプラスチック製のホルダー。ヤニが溜まったら捨てる「使い捨て」で、長さ3～4cmほどの短いものが多く、「ミニパイプ」とも呼ばれている。



象牙ホルダー

特にヤニ取り機能はなく、タバコのくわえ心地をよくするなど、タバコを楽しむためのアクセサリーとしてのホルダー。

■シガレットケース

シガレットケースの主な種類は、素材別に、金属製(主に真鍮、アルミニウム)、皮革・合成皮革製、布製、プラスチック製のものがあり、色・柄などデザインは多種多様で、ライター付きのもの(コンビネーションケース)もある。サイズは、タバコの長さ(P.32 参照)に応じて様々な製品があるが、キングサイズ用、スーパー・キングサイズ用が中心。収納でき

るタバコの本数についても色々で、金属製ケースでは、9本入れ、18本入れのものが、また、皮革・合成皮革製のものでは、タバコのパッケージがそのまま入り、ライターも一緒に収納できるタイプのものが主流となっている。



■ 灰皿(携帯灰皿)

喫煙する上で、なくてはならないもののひとつに灰皿がある。金属製、ガラス製、陶製など、様々な素材・デザインの灰皿が作られているが、近頃は、禁煙のオフィスが増えるなど、タバコを取り巻く社会環境の変化により「卓上灰皿」の需要は減ってきているようだ。それに代わり、「携帯灰皿(吸い殻入れ)」の人気が高まっており、多くの企業が「携帯灰皿」を手がけ、多種多様な製品が製造・販売されている。その要因として「ポイ捨て禁止条例」に代

表される環境美化運動の広がりがあげられる。タバコの吸い殻、空き缶、チューインガムなどのゴミの投げ捨てるを禁止する、いわゆる「ポイ捨て禁止条例」を施行する地方自治体が増えている。そして、これらの条例では、具体的に「携帯灰皿」の使用を促すケースも少なくない。しかし、条例はともかく、愛煙家としては当然のマナーとして、屋外での喫煙時には携帯灰皿の携帯を心掛けたいものである。



喫煙具とタバコの歴史

15 世紀

(1401 ~ 1500)

1492 コロンブス
新大陸到達
→ ヨーロッパへ
タバコ伝わる。

16 世紀

(1501 ~ 1600)



1700 年頃、イギリスで使われていた
火口ピストル。バレルの部分が破裂して
しまったピストルの再利用として、
発火部分を生かしたこのライターが発
明された。

17 世紀

(1601 ~ 1700)

●初期のピストルの発火機構を応用したライター、火
口ピストルの発明。最初の機械式ライターといわれ
ている。

18 世紀

(1701 ~ 1800)

1770 パリのルイ・ヨセフとフラン
ソワ・デュモンがピストン式
ライターを発明。これは、ピ
ストン運動により空気を圧縮
すると、ピストンの先の火口
に火が着く仕組み。



クルミ型の根付け「もぐさ点火用火付け器」。手にすっ
ぱりと収まるサイズで、携帯に優れている。右側の写
真が、ほぼ原寸サイズ。

●16 世紀中頃、南蛮貿
易によりタバコ伝わる。

1543 年、ポルトガル船
が種子島に漂着したとき
に鉄砲とともに伝わったと
か、あるいは、1549 年、
フランシスコ・ザビエル
が鹿児島に上陸したとき、
従者がタバコを吸い、口
から煙を吐き出すのを見
た人々が「南蛮人は腹の
中で火を焚いている」と
驚いたという逸話をはじ
め、諸説あるが、正確な
年代は定かではない。

●喫煙風俗を描いた絵画が残っていたり、喫煙禁止令
(1612)が出されていることなどから、すでにタバ
コの喫煙習慣が庶民の間に普及し、栽培地域も広が
っていたものと考えられる。

●火口ピストルと同じ原理で着火す
る、日本のポケットライターの原
型ともいえる「もぐさ点火用火付
け器」が作られる。大野弁吉の作
と伝えられている。

世界

日本

参考文献：

『喫煙具業界史』 社団法人 日本喫煙具協会編

『新版 日本史年表』 歴史学研究会編

『たばこに続く道』 大川俊博著

『The Legend of the Lighter』 Ad van Weert 著

19世紀

(1801 ~ 1900)

1827 マッチの発明。

19世紀半ば～ ヨーロッパで紙巻きタバコの製造が本格化。



1835年に作られたドベレイナー・ガスライターは、亜鉛と硫酸から発生させた水素にプラチナスポンジを触媒にして着火した。しかし、爆発の危険があったため姿を消した。

1880年頃、フランスで使われていたガソリンライター。ブルーのボトルには重クロム酸塩カリウムと電極カーボンが、グリーンボトルにはガソリンと2本の火縄が入っている。

1869 民間で紙巻きタバコの製造が始まる。

→ 1904年、タバコの製造専売制度導入。(1980年に廃止)

20世紀

(1901 ~ 2000)

1906 フリント(発火石)の発明。

→ オイルライターの基本型ができる。

1946 ガスライターの発明。

→ 1960年代半ばには、ライター市場の50%以上をガスライターが占めるようになる。

1961 ディスポーザブルライターの登場。

1919年にアメリカで作られた、エルドレット・ガソリンライター。電気の火花により着火する。



1925年にアメリカで作られた、ミクスモーキングスタンド。ライター、シガレットケース、灰皿を搭載する。



1913 日本初のオイルライター製造。『魔法マッチ』と呼ばれる。

1952 日本で初めてのガスライター製造。

1963 日本最初のディスポーザブルライター発売。

1965 世界に先駆け、電子ライターを製品化。

→ 新技術開発が活発となり、1970年には電池ライター、1975年にはICライターが製品化される。

1975 小売価格100円のディスポーザブルライター発売。

1982 電子式のディスポーザブルライター開発。

1986 内燃ライターの開発。

紙巻きたばこ と シガー

日本では、一般にシガレット(紙巻きたばこ)のことをタバコと呼んでいる。しかし、厳密にタバコとは、植物であるタバコ(学名ニコチアナ・タバクム)あるいはその収穫された葉のことを指す。そして、前述の通り、紙巻きたばこをシガレットといい、ラッパーに紙ではなくタバコの葉を使ったもの(100%タバコを使用)をシガーという。シガレットもシガーも使われている葉はタバコだが、その種類や乾燥方法は違う。

■主な紙巻きたばこのサイズ

写真は、上から順に
120mmサイズ
スーパーキングサイズ(100mm)
キングサイズ(85mm)
ロングサイズ(80mm)
レギュラーサイズ(70mm)
ミニサイズ(65mm)

上記のほかに、輸出用に生産されているインターナショナルサイズ(95mm)がある。

■代表的なシガーのシェープ

写真は、ほぼ原寸サイズ。上から順にデミタス、ミニパナテラ、コロナ、チャーチル、ロブスト、ダブルコロナ。向かって右側をカットし、吸い口にする(P.27参照)。

■アメリカにおけるシガーの区分

区分	重量 / 1本
シガー	4.45g以上
シガリロ	4.45g以下(1.36g以上)
リトル・シガー	1.36g以下

■主にヨーロッパにおけるシガーの区分

区分	長さの目安	円周の目安
ラージ・シガー	120mm以上	45mm以上
スモール・シガー	90~150mm	30~45mm
ミニチュア・シガー	120mm以下	30mm以下
(シガレット)	70~120mm	30mm以下

ライター・ガスボンベの捨て方

ディスポーザブルライターやライター用ガスボンベは通常使い切るものですが、もしガスが残っているうちに不要となった場合は、必ずガスを抜いてから廃棄してください。

■ ディスポーザブルライターのガスの抜き方

周囲に火の気のないことを確認する。

操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。

輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。

「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している。

(聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向に
いっぱい動かす)

この状態のまま、付近に火の気のない、風通しの
よい屋外に半日から1日放置する。

念のために着火操作をして、火が着かなければ、
ガス抜きは完了。



■ 注入式ガスライターのガスの抜き方

もしも注入式ガスライターを廃棄することになった場合、次の手順が必要になる。

周囲に火の気のないことを確認する。

ライターのガス注入口の先端を細いドライバーの先などで押す。

するとガスが噴出するので、噴出が止まるまで押し続ける。

「シュー」という音がしなくなれば完了。

念のために着火操作をして、火が着かないことを再確認する。



■ ライター用ガスボンベのガスの抜き方

風通しのよい屋外で、周囲に火の気のないことを確認する。

ボンベの先端(ノズル)を下に向け、少し斜めの角度で地面に押し付け、ガスを噴
出させる。残量にもよるが、噴出が止まるまでには1～3分程度かかる。

最初はかなり勢いよくガスが噴出する。気化熱によりボンベが冷たくなる。

地面に液状のガスが付着することもあるが、すぐに気化するので心配ない。

「シュー」という音がしなくなれば、ガス抜きは完了。



ガス抜きを済ませたライターやボンベは、各自治体が定めた方法で廃棄してください。



• Flint Lighter



• Piezo Lighter



• Nansen Lighter



• Oil Lighter



社団法人 **日本喫煙具協会**



平成21年10月19日

置き忘れ、しまい忘れた電子ライターにご注意を！

～ 思わぬところでスイッチが入り火災発生！大変危険です ～

置き忘れたり、しまい忘れた電子ライターのスイッチが思わぬ原因で入って点火し、周囲の可燃物に着火して火災が発生しています。

今年は、すでに昨年の発生件数を大幅に上回っています。

この火災は「意外性」が特徴！

電子ライターのスイッチには、ロック機構が有るものと無いものがあります。無いものは、日常の操作性が良い反面、使用者等の意図に反して容易にスイッチが入ってしまい、思わぬところから火災が発生する危険があります。

どんな原因で？

家具やロッカー等の上に置かれた電子ライターが、気付かぬうちに裏側へ落下し、①引き戸に挟まれ、②家具が押されて壁と家具の間に挟まれ、③ロッカーの上に荷物を乗せたため壁と荷物に挟まれてスイッチが押され、出火しています。

また、ロッカー内やプラスチック収納箱等に④荷物を押し込んだ際、中にあった電子ライターのスイッチが押されて出火した例もあります。

車両においても、①座席シートの隙間に滑り落ちた電子ライターがシートレールに挟まれ、シートをスライドさせた際にスイッチが押されて出火した火災や、②グローブボックス内に入れていた電子ライターのスイッチがボックスを閉めた際に荷物に押されて出火した火災などが発生しています。

火災を防ぐために・・・

電子ライターは、安価で購入できる物が多いことから、なくしたり、置き忘れても探すことなく、新しいライターを使用しがちです。このことから、これらの火災を防ぐためには、ライターの保管や管理を確実にを行うとともに、定期的に整理整頓や安全点検を行うことが必要です。

詳細は、別紙資料を参照してください。

問い合わせ先

東京消防庁(代)	電話 03-3212-2111
予防部調査課	内線 5062・5066
広報課報道係	内線 2345～2350

別紙資料

1 過去3年間の発生状況

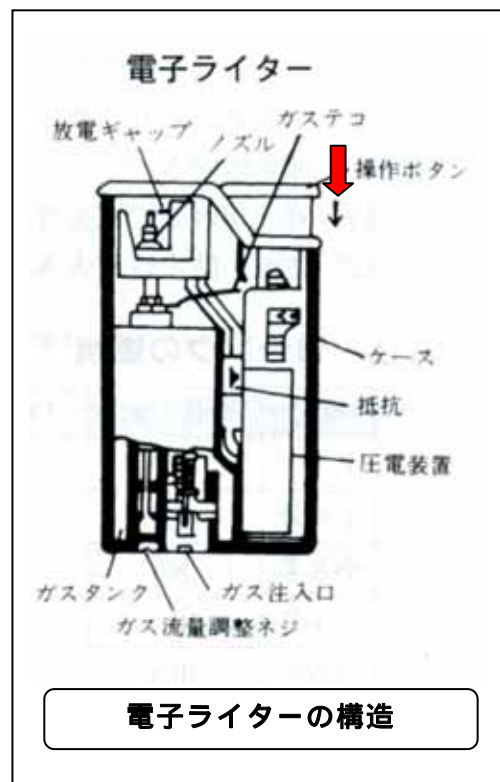
年	火災 件数	建 物		車両	その他	焼損 床 面積 (㎡)	焼損 表 面積 (㎡)	死者 (人)	負傷 者 (人)
		部分 焼	ぼ や						
18	1 2	3	5	3	1	-	3 0	-	2
19	1 6	1	1 2	3	-	1	5	-	3
20	1 0	1	9	-	-	-	1 0	-	1
21	1 7	-	1 2	4	1	-	1 0	-	2

平成 21 年の数値は 9 月 30 日現在の速報値で、後日変更される場合があります。

2 過去3年間(平成 18 年から平成 20 年)の出火箇所別件数

出火箇所	居室	車両座席	倉庫・置場	作業場	共有部分	更衣室	店舗	休憩室	事務室	工事中	道路
件数	9(4)	6(4)	5(3)	4(0)	4(0)	3(2)	2(1)	2(0)	1(2)	1(0)	1(1)
比率	23.7%	15.8%	13.2%	10.5%	10.5%	7.9%	5.3%	5.3%	2.6%	2.6%	2.6%

() 内は本年の件数。(速報値で、後日変更される場合があります。)



【火災事例】

1 電話台と壁との間に落ちていた電子ライターから出火した火災

住宅の居間で横になりくつろいでいた際、足で何気なく電話台を壁側に押しのけた為、電話台と壁との間に落ちていた電子ライターのスイッチが押され、襖に着火し出火したものの。

（平成 21 年 4 月発生）



2 更衣ロッカーの上に置かれていた電子ライターから出火した火災

従業員が更衣ロッカー上のプラスチックケースにクリーニング済の服を収納した際、ロッカーの上に置かれていた電子ライターに気付かず、プラスチックケースと壁に挟まれ、電子ライターのスイッチが押されてプラスチックケースに着火し出火したものの。

（平成 21 年 3 月発生）



3 乗用車の助手席の下に落ちていた電子ライターから出火した火災

近隣居住者が、駐車中の乗用車から煙が出ているのを発見したもの。

原因は、座席シートを後ろにスライドさせたことから、シートの際間に落ち、レールに挟まれていた電子ライターのスイッチが押され出火したもの。

（平成15年7月発生）



商品・サービスに関する危害・危険情報提供サイト一覧

サイト名（運営機関）	アドレス
東京くらしWeb「くらしの安全情報サイト」 （東京都生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課）	http://www.anzen.metro.tokyo.jp/
消費者庁ホームページ	http://www.caa.go.jp/
経済産業省「製品安全ガイド」 （経済産業省）	http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
国民生活センターホームページ （独立行政法人 国民生活センター）	http://www.kokusen.go.jp/
製品評価技術基盤機構(nite)ホームページ （独立行政法人 製品評価技術基盤機構）	http://www.nite.go.jp/

(平成 21 年 11 月 18 日現在)

消費生活相談窓口一覧

名 称	〒	住 所	相談ダイヤル
独立行政法人国民生活センター	108-8602	東京都港区高輪 3-13-22	(03) 3446-0999
東京都消費生活総合センター	162-0823	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階	(03) 3235-1155
千代田区消費者相談室	102-8688	千代田区九段南 1-2-1 区役所 2 階区民商工課内	(03) 5211-4314
中央区消費者相談窓口	104-8404	中央区築地 1-1-1 区役所 1 階区民生活課内	(03) 3543-0084
港区立消費者センター	108-0023	港区芝浦 3-1-47	(03) 3456-6827
新宿区立新宿消費生活センター	169-0075	新宿区高田馬場 4-10-2	(03) 3365-6000
文京区消費生活センター	112-8555	文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター地下 2 階	(03) 5803-1106
台東区消費者相談コーナー	110-8615	台東区東上野 4-5-6 区役所 9 階商業計画課内	(03) 5246-1133
すみだ消費者センター	131-0045	墨田区押上 2-12-7-215	(03) 5608-1773
江東区消費者センター	135-0011	江東区扇橋 3-22-2 パルシティ江東 2 階	(03) 3647-9110
品川区消費者センター	140-0014	品川区大井 1-14-1 大井 1 丁目共同ビル 4 階	(03) 5718-7182
目黒区消費生活センター	153-0063	目黒区目黒 2-4-36 区民センター1 階	(03) 3711-1140
大田区立消費者生活センター	144-0052	大田区蒲田 5-13-26-101	(03) 3736-0123
世田谷区消費生活センター	154-0004	世田谷区太子堂 2-16-7 区役所三軒茶屋分庁舎 3 階	(03) 3410-6522
渋谷区立消費者センター	150-0002	渋谷区渋谷 1-12-5	(03) 3406-7644
中野区消費者センター	164-0001	中野区中野 5-4-7	(03) 3389-1196
杉並区立消費者センター	167-0051	杉並区荻窪 5-15-13 あんさんぶる荻窪 3 階	(03) 3398-3121
豊島区消費生活センター	170-0013	豊島区東池袋 1-20-15 生活産業プラザ 2 階	(03) 3984-5515

北区消費生活センター	114-8503	北区王子 1-11-1 北とぴあ 11 階	(03)5390-1142
荒川区消費者相談室	116-0002	荒川区荒川 2-1-5 セントラル荒川ビル 3 階	(03)5604-7055
板橋区消費者センター	173-0004	板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター 7 階	(03)3962-3511
練馬区消費生活センター	177-0041	練馬区石神井町 2-14-1 石神井公園区民交流センター内	(03)5910-4860
足立区消費者センター	123-0851	足立区梅田 7-33-1 エル・ソフィア 2 階	(03)3880-5380
葛飾区消費生活センター	124-0012	葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル 1 階	(03)5698-2311
江戸川区消費者センター	132-0031	江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス 1 階	(03)5662-7637
八王子市消費者センター	192-0053	八王子市八幡町 7-10 安藤物産第 2 ビル 4 階	(042)625-2621
立川市女性総合センター	190-0012	立川市曙町 2-36-2 立川市女性総合センター	(042)528-6810
武蔵野市消費生活センター	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7 武蔵野商工会館 3 階	(0422)21-2971
三鷹市消費者活動センター	181-0013	三鷹市下連雀 3-22-7	(0422)47-9042
青梅市消費者相談室	198-0042	青梅市東青梅 1-2-5 東青梅センタービル 3 階	(0428)22-6000
府中市消費生活相談室	183-0034	府中市住吉町 1-84 スターザ府中中河原 4 階スクエア 21	(042)360-3316
昭島市消費生活相談室	196-0015	昭島市昭和町 3-10-2 昭島市勤労商工市民センター内	(042)544-9399
調布市消費生活相談室	182-8511	調布市小島町 2-35-1 市役所内 8 階	(042)481-7034
町田市消費生活センター	194-0013	町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 3 階	(042)722-0001
小金井市消費生活相談室	184-8504	①小金井市本町 6-6-3 市役所内	(042)384-4999
小平市消費生活相談室	187-8701	小平市小川町 2-1333 市役所内	(042)341-1211 内線 2416
日野市消費生活相談室	191-0011	日野市日野本町 1-6-2 生活・保健センター内	(042)581-3556

東村山市消費生活相談室	189-8501	東村山市本町 1-2-3 市役所内	(042) 393-5111 内線 2554, 2555
国分寺市消費生活相談室	185-8501	①国分寺市戸倉 1-6-1 市役所内 (月・火・水)	(042) 325-0111 内線 224
	185-0034	②国分寺市光町 1-46-8 ひかりプラザ (金)	(042) 573-4342
国立市消費生活相談コーナー	186-8501	国立市富士見台 2-47-1 市役所内	(042) 576-3201
西東京市消費者センター	202-0005	西東京市住吉町 6-1-5 消費者センター	(042) 425-4040
福生市消費者相談室	197-8501	福生市本町 5 市役所本庁舎第 2 棟 2 階	(042) 551-1511 内線 2514
狛江市消費生活相談コーナー	201-8585	狛江市和泉本町 1-1-5 市役所内 2 階	(03) 3430-1111 内線 2229
東大和市消費生活相談	207-8585	東大和市中央 3-930	(042) 563-2111 内線 1713
清瀬市消費生活センター	204-0021	清瀬市元町 1-4-17	(042) 495-6212
東久留米市消費者センター	203-8555	東久留米市本町 3-3-1 市役所市民部生活文化課内	(042) 473-4505
武蔵村山市消費生活相談	208-8501	武蔵村山市本町 1-1-1 市役所 1 階市政情報コーナー内	(042) 565-1111 内線 108
多摩市消費生活センター	206-0025	多摩市永山 1-5 ベルブ永山 3 階	(042) 374-9595
稲城市消費者ルーム	206-0804	稲城市百村 2111 パルシステム生活協同組合連合会 稲城事務センター3 階	(042) 378-3738
羽村市消費生活センター	205-0003	羽村市緑ヶ丘 5-1-30	(042) 555-1111
あきる野市消費生活相談窓口	197-0814	あきる野市二宮 350	(042) 558-1111
瑞穂町消費生活相談	190-1292	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 瑞穂町役場庁舎別棟 1F	(042) 557-7633

(平成 21 年 1 月 28 日現在)

引用・参考文献

- ・「あなたの子ども 不慮の事故で 泣かせて いませんか」 平成 21 年 3 月 31 日 東京消防庁監修 財団法人東京連合防火協会発行
- ・「平成 21 年版 火災の実態」 平成 21 年 7 月 東京消防庁 予防部調査課 編集・発行
- ・「Consumer Product Safety Standard for Cigarette Lighters(16 CER Part 1210)」平成 5 年 7 月 12 日 米国消費者製品安全委員会 (CPSC)
- ・BSEN 13869 Lighters – Child resistance for lighters, Safety Requirements and Test Methods. 平成 14 年 5 月 25 日 欧州委員会
- ・「ライターマニュアル」 社団法人日本喫煙具協会
- ・「平成 20 年 国内需要動向調査報告書（喫煙具）」 社団法人日本喫煙具協会
- ・「シガレットライター安全基準」 平成 20 年 10 月 社団法人日本喫煙具協会
- ・「携帯用簡易ガスライターの認定基準」 平成 17 年 3 月 財団法人製品安全協会
- ・「消費生活用製品安全法の概要」 経済産業省 製品安全ガイドホームページ
- ・「置き忘れ、しまい忘れた電子ライターにご注意を！」 平成 21 年 10 月 19 日 東京消防庁予防部調査課
- ・「危害情報から見たライターの事故」 平成 15 年 2 月 6 日 国民生活センター
- ・「消費者安全法の重大事故等に係る公表について」 平成 21 年 9 月 16 日 消費者庁
- ・「消費者安全法の重大事故等に係る公表について」 平成 21 年 9 月 30 日 消費者庁

東京都商品等安全対策協議会の概要

1 委員及び特別委員名簿

委員種別	氏 名	現 職
委 員	鎌田 環	独立行政法人国民生活センター 商品テスト部 調査役
	小林 睦子	みらい子育てネット東京 会長
	詫間 晋平 ◎	くらしき作陽大学 子ども教育学部 教授
	清水 洋文	東京消防庁 防災部 生活安全課長
	持丸 正明 ○	独立行政法人産業技術総合研究所 デジタルヒューマン研究センター 副センター長
	山上 紀美子	社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
特別委員	小野 裕嗣	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
	仲野 純一	社団法人日本喫煙具協会 専務理事
	山中 龍宏	緑園こどもクリニック 院長

(委員種別ごとに 50 音順、敬称略。◎：会長、○：副会長)

2 協議の経過

協議会の開催 計 4 回

- 第 1 回 平成 21 年 7 月 31 日 (金) 午後 6 時から 8 時
 議事 (1) 東京都商品等安全対策協議会テーマの概要
 (2) 子供のライター使用により発生する事故の状況
 (3) 子供に対するライターの安全対策の検討
 (4) 今後の協議スケジュール
- 第 2 回 平成 21 年 9 月 8 日 (火) 午後 6 時から 8 時
 議事 (1) 東京都商品等安全対策協議会における論点の整理
 (2) 子供に対するライターの安全対策の検討
 (3) 今後の協議スケジュール
- 第 3 回 平成 21 年 10 月 15 日 (木) 午後 6 時から 8 時
 議事 (1) ライターの子供に対する安全対策の検討
 (2) 東京都商品等安全対策協議会報告書(案)の検討
 (3) 今後の予定
- 第 4 回 平成 21 年 11 月 18 日 (水) 午後 3 時から 4 時
 議事 (1) 東京都商品等安全対策協議会報告について